

第2回 鈴木遺跡保存活用計画検討委員会 次第

日時：令和4年2月9日（水）午後2時～4時(予定)

場所：御幸地域センター 集会室、オンライン併用

1. 開会挨拶
2. 前回委員会要録の確認 （資料1）
3. 委員の交代について
4. 議題1 鈴木遺跡の概要と本質的価値 （資料2）

議題2 鈴木遺跡の現状と課題 （資料3）
5. 今後のスケジュール等について （資料4）
* 第3回委員会および今後の予定

*事前配布資料

- ・資料1 第1回鈴木遺跡保存活用計画検討委員会要録
- ・資料2 鈴木遺跡の概要と本質的価値（計画書 第2章、第3章 案）
- ・資料3 鈴木遺跡の現状と課題
- ・資料4 今後のスケジュール等について
- ・佐藤宏之「旧石器遺跡の保護と史跡整備」『考古学ジャーナル』764号（2022.1.21刊）

第 1 回 国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会 要録

1 日時

令和 3 年 1 0 月 2 7 日(水) 午後 2 時～午後 4 時

2 開催場所

鈴木遺跡資料館、鈴木小学校「古代のオアシス」、鈴木遺跡保存管理等用地

3 出席者

国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会委員：1 0 人（欠席者なし）

事務局：島田課長、小川課長補佐、高田主任

オブザーバー：東京都教育庁文化財担当職員 1 人

4 傍聴者

1 名

5 配布資料

- ・議事次第
- ・資料(事前配布)
- ・『国指定史跡 鈴木遺跡たんけんマップ』
- ・『鈴木遺跡解説 旧石器時代の鈴木遺跡』
- ・アンケート用紙

6 次第

- (1) 報告 鈴木遺跡の概要と委員会の目的
- (2) 質疑応答
- (3) 現地視察 鈴木小学校「古代のオアシス」、鈴木遺跡保存管理等用地

7 会議の概要

<事務局報告> 「鈴木遺跡の概要と委員会の目的」(略)

<質疑応答>

委員 鈴木遺跡といった時に、旧石器なのか縄文なのか時代がわからない。小平鈴木遺跡というだけでも、小平の PR になると思う。

事務局 鈴木遺跡という名称は、江戸時代の鈴木新田からの鈴木町という町名にちなんでおり、遺跡の名前として他にはほとんどない。鈴木遺跡は旧石器時代の遺跡として国指定史跡になったが、縄文から近世、近現代までの歴史の連続性の中で考えるべき。

委員 保存と活用について、これからは周知が大事だと思う。鈴木遺跡は貴重な遺跡とこのことだが、一般市民にとってイメージが湧きにくく、市民に知ってもらい、支えてもら

いながら計画を検討し、目的を達成させていくことが必要なのではないか。

事務局 デジタル技術なども活用しての周知、またインターネットを通じて遠方の方もそれを体験できるように、最近の技術を活用しながら進めていくことができると考えている。

委員長 この点は今回の保存活用計画の要と考えられる。旧石器時代の遺跡のあり方は目に見えにくく、この時代の史跡整備というのは始まったばかりで難しいが、エビデンスに基づいたものでなくてはならない。

委員 鈴木遺跡が国指定になったということは、小平市だけでなく、全国のレベルに達したということなので、例えば近隣の多様なウォーキングコースを歩く人たちへの PR も大事になってくるのではないか。

委員長 なかなか難しいかとは思いますが、皆さんで知恵を絞っていききたい。

委員 見るだけでなく、黒曜石の石器作りや当時にできるだけ近いやり方でのバーベキュー、当時の道具での槍投げ体験などを、特に子ども達の世代を取り込んでいくといいと思う。また、子どもたちからキャラクターを募集し、投票で選んでもらうなどの方法も有効なのではないか。

委員長 重要な指摘だと思う。他でもそうした試みはたくさん見られるが、担当職員で全部やるのは難しいので、ボランティアの組織とその養成を含めた将来的な展望が必要となる。そのためには、それを保存活用計画に書き込んでいかななくてはならない。色々な計画をたくさんできるだけ挙げておくことが必要となる。保存活用計画を作った後に、整備計画を作ることになるが、その根拠にもなるから、この段階でやりたいことを書き込んでいくことが重要となる。

委員 旧石器時代の鈴木遺跡では既に言葉があり、会話はしていたのか。また、地図もなく、道もほとんどないような時代に、どうやってこの場所に人が集まってこられたのか。

事務局 石器作り技術の広がり方などを見ても、当然かなり高度な意思疎通の方法はあったと思われる。遺跡へは石神井川を遡って、あるいは砂漠の中のオアシスのように遠方から緑の深い景観が望めるなどの理由で移動してきたと考えられる。

委員長 古多摩川の扇状地である武蔵野台地の旧石器時代の遺跡はこの付近に多い。標高 50～60 メートルのところには石神井川のような比較的小さい川の湧水点が並んでいて、遺跡が密集している。鈴木遺跡はその中心であると理解されたい。

事務局 この後現地視察を行うが、その結果も含め、これ以外の意見等があれば、机上に配布してあるアンケートでお送りいただきたい。

<現地視察>

<アンケート結果 要旨>

1. 今回の委員会の目的、運営、進行、資料等についての要望等

○鈴木遺跡全体の保存活用計画なのか、旧農林中金跡地の活用計画なのか、はっきりしない印象を受けた。

○「小平市の個別計画との関係」を読んで、本委員会で話し合われる鈴木遺跡保存活用計画が

多くの既存の計画と関係していることを知った。

- 保存活用のイメージが資料に含まれると意見が出やすい。
- 次回以降は具体的な検討に入るので、審議の時間を充分とっていただきたい。
- 次回の課題整理の対象はどこになるのか。
- 「たんけんマップ」は資料としてコンパクトで分かり易く、また、「たんけん」という言葉は子ども達の興味を引くと思う。
- 鈴木遺跡解説書を手にし、改めて学ぶことができた。
- 保存管理等用地に足を運び、現状がわかって良かった。

2. 次回以降の開催場所について

- 交通の便や出席者の間隔のことを考えると、市役所の本庁舎での実施がよい。
- 市役所開催の際もあまり広すぎない場所で、お互いの顔が見えるような形を希望する。
- 資料館での開催は立地を含め資料館全体の様子、距離の把握等にとっても有効であった。
- 資料館内の展示の説明や、遺跡の重要性を学ぶ研修もお願いしたいので、資料館でも開催していただけるとありがたい。
- オンラインでの参加を許可いただきたい。

3. 鈴木小学校はじめ市内の学校等との連携について

- 遺跡との深いかかわりのある鈴木小学校での取り組みは重要だが、義務教育はもちろん、幼児教育、生涯教育（公民館講座等）、近隣大学との連携などを進めることが望ましく、保存活用計画に具体的に織り込む必要がある。
- 連携は高・大学なども入れた方がよい。
- 鈴木遺跡の保存・活用は、①学術的に貴重な遺跡の保存、②よりよい小平づくりに活かす、の両面の意義があり、そのためには教育との連携が重要。
- 鈴木小の生徒達には、遺跡の上で学んでいるとの認識を共有してもらい、小学校と「鈴木遺跡」を特別な関係とする。
- 小平八小も、学校の敷地や学区が遺跡範囲なので、鈴木小と同様に連携するとよい。
- 生徒たちが遺跡広場に自由にアクセスできる通路を設置してはどうか。
- 市内小学校には、3年生の社会科見学や課外授業・遠足で遺跡に来たり、高学年が鈴木遺跡のことを伝えるプレゼンテーションを作成したりするなどのカリキュラムを導入してはどうか。
- 遺跡学習は子どもたちの成長のよい材料であり、子どもたちが遺跡を知ることによって親世代の関心・認識が深まり、小平への誇りや愛着がわき、「ふるさと」としての小平意識が生まれる。またそれらによって、遺跡保存への市民の理解・支援が深まると期待できる。
- 市内小中学校における郷土資料室の有無を知りたい。
- 石器づくりや土器づくりなどの体験学習を行ってほしい。

4. 視察した古代のオアシス、鈴木遺跡保存管理等用地について

- 古代のオアシスは数年前と比べると、湧き水の量が少なくなった気がする。

- 実際に入ってみると想像していたものと大分違った。写真等で中の様子を伝えたり、一部は入れる場所を設けたりする等、現状を知ってもらうのも大事だと思う。
- 想像以上の広さに驚いた。歩道を整備し、“旧石器の森・たんけん”気分を味合わせるような場所とする。
- 遺跡保存上「できないこと」を事前に情報共有していただきたい。
- 日常的に市民が訪れ、放課後は子どもたちの遊び場になり、地域学習の場などとして、市内の各学校の児童・生徒の受け入れができるような場として整備されると良い。
- 鳥類・小動物の生態調査を実施してはどうか。
- ここで遊び、育った子どもたちが、この場所があるから大人になってからもここに住み続けたい、と思える場、憩いの場、誇りをもって自慢できる場になってほしい。
- 敷地内の植物について、旧石器時代や縄文時代、それぞれを再現してはどうか。栗等も植えれば、秋には収穫祭もでき、旧石器時代や縄文時代、それぞれの生活を再現すれば、体験型の学習もできると思う。
- 大規模な遺跡現地が公有化されていることは保存・活用を進めるうえでの大きなメリットであり、遺跡について学ぶことができるだけでなく、遺跡の香りが漂う魅力ある憩いの広場であるのが望ましい。
- 観光資源的要素もあると思う。当時のイメージがわかるようにバーチャル（VR）等駆使して、先人の歴史を未来に伝えるように保存し、活用して欲しい。
- コンクリート土台を除去し、必要最小限のトイレや降雨時の東屋のような施設以外は原っぱのままがいい。
- 思っていたよりも広くて樹木が多く、なるべく早く開放してもらえたら名所になると思う。

5. その他の意見や要望について

- 小平市ウォーキングマップ・ルート④遺跡コースの一部変更が必要なのではないか。
- 遺跡に近い「茜屋橋」に専用の看板を設置して見学者を呼び込んではどうか。
- 玉川上水のウォーカー、野鳥カメラマンなどの立寄り・休憩場所（水道トイレ設備を含む）としてPRしてはどうか。
- 「鈴木遺跡を守る会」などを設立、関係者の継続的な交流の場を設ける必要がある。
- Z世代と呼ばれる若者たちの意見を聞き、SNSによる発信などの知恵を借りられると、より魅力的な場になると思う。
- 資料館ののぼり旗が増え、目を引いてとても良いと思う。
- 今年度の鈴木遺跡関連の予算で他に何か計画されていることがあれば教えてほしい。
- 総括報告書で作成したGIS等のデジタルデータを、今回の保存活用計画の中に盛りこんで活用してほしい。
- 「プレーパーク」を運営する人達との連携も検討してはどうか。

第2章 鈴木遺跡の概要

第1節 指定に至る経緯

鈴木遺跡は、市内の鈴木町一丁目、回田町、御幸町にまたがって分布する東京都内最大級の旧石器時代遺跡で、昭和49年の鈴木小学校の校舎建築・建設工事の際に、その存在が確認されました。その後の発掘調査で、合計約12万点もの旧石器が出土し、平成24年度には、その範囲の一部が東京都史跡に指定されました。平成25年度から国史跡指定化を目指す事業に着手し、指定を受けるために必要とする鈴木遺跡が国史跡に値する学術的価値を有していることを示す説明資料の作成と史跡指定できる土地の確保に取り組みました。

また、これまで鈴木遺跡で行われてきた発掘調査報告を7年かけて再整備し、新たな知見も加えてまとめ、令和2年3月に鈴木遺跡発掘調査総括報告書を刊行しました。この報告書の刊行後は、令和2年4月から6月にかけて史跡指定を目指す範囲内の土地所有者に対し、史跡指定への同意の取付けを行い、同意が得られた土地と市保有地の該当範囲のリスト化を行いました。そして、令和2年7月には、先に刊行した総括報告書と史跡指定への土地所有者同意書などを添付し、文化庁に鈴木遺跡国史跡指定のための意見具申書を提出しました。

具申を受けた文化庁は、令和2年10月の文化審議会へ国史跡指定に関する諮問を行い、審議の結果、翌11月には文化審議会から、鈴木遺跡を新たに国史跡に指定するのが妥当との答申が出されました。この答申を受けた文化庁は、令和3年3月26日付官報で、鈴木遺跡の国史跡指定について正式に告示しました。

【表】史跡指定までの経過

年	月日	事項
昭和42年(1967)	8月	「回田遺跡」が発見される。
昭和49年(1974)	7月	鈴木小学校建設に伴う調査で、旧石器時代遺跡として存在が確認される。以後、開発に伴う発掘調査が続く。
昭和58年(1983)	3月31日	小平市史跡第2号に指定
平成24年(2012)	3月21日	鈴木小学校隣接保存区と資料館敷地が都指定史跡に指定
平成25年(2013)	4月	鈴木遺跡を国指定史跡化事業に着手 「鈴木遺跡発掘調査総括報告書」の編纂に着手
平成29年(2017)	3月9日	保存管理等用地と鈴木町一丁目390番地保存区が都指定史跡に追加指定
令和2年(2020)	3月31日	「鈴木遺跡発掘調査総括報告書」を刊行
令和2年(2020)	4月～6月	史跡指定を目指す範囲の土地所有者に対し、史跡指定への同意取付けを行う。
令和2年(2020)	7月	鈴木遺跡の史跡指定に係る意見具申書を提出
令和2年(2020)	11月20日	文化審議会の答申
令和3年(2021)	3月26日	鈴木遺跡が史跡に指定される。
令和3年(2021)	6月21日	史跡鈴木遺跡の管理団体に小平市が指定される。

第2節 指定の状況

1 指定告示

鈴木遺跡に関する指定の告示は、次のとおりです。

なお、告示原文の和暦表示に、西暦年を括弧内に加筆し、漢数字を算用数字にして表記しました。

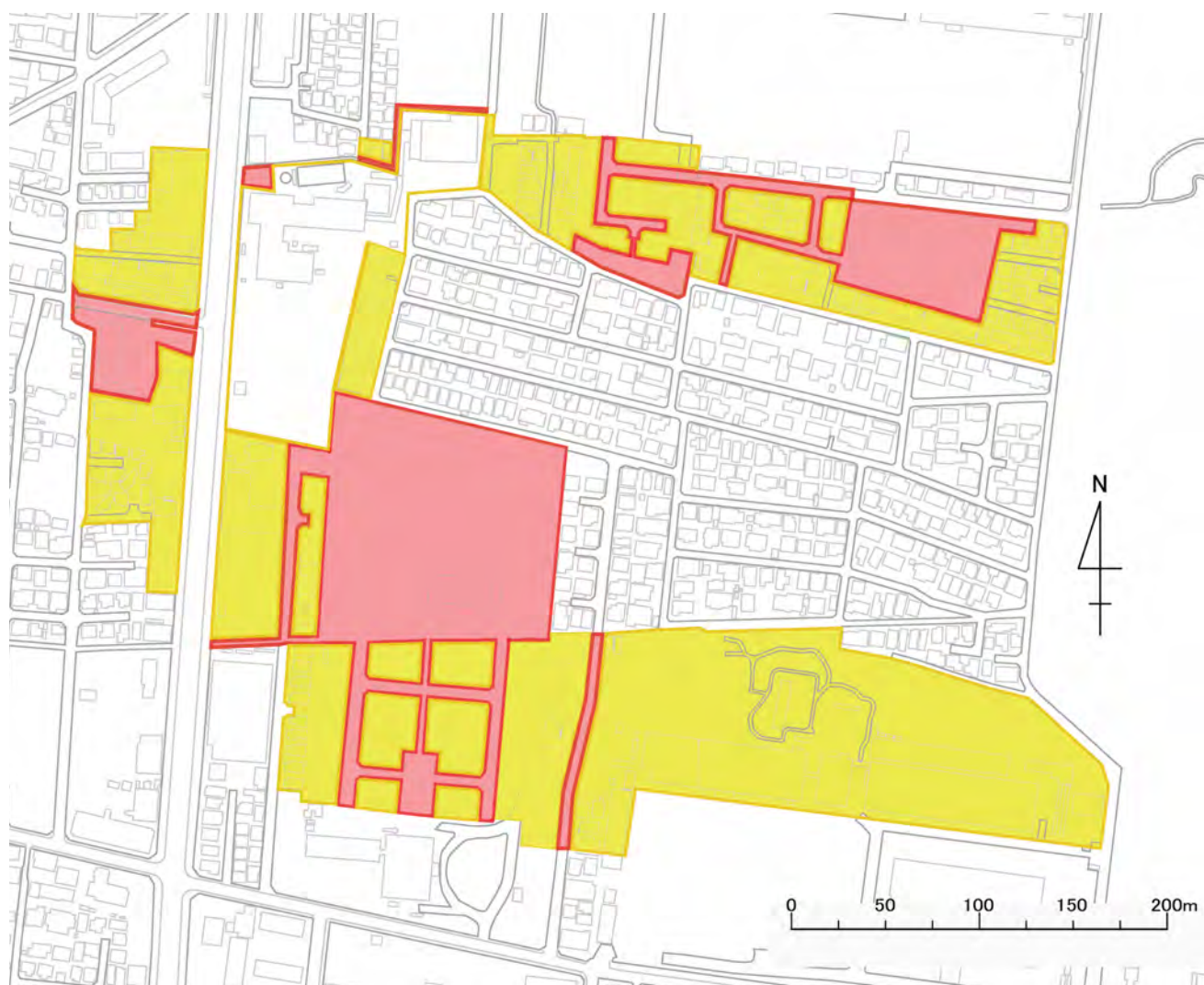
○文部科学省告示第44号

文化財保護法（昭和25年（1950）法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和3年（2021）3月26日

文部科学大臣 萩生田 光一

名称	所在地	地域
鈴木遺跡	東京都小平市鈴木町1丁目	359番1、359番20、359番44、359番45、359番47、359番49、383番10、384番1、384番6、384番11、385番1、385番2、385番5、385番32、390番6のうち実測394.16平方メートル、390番12、390番13、390番23、450番3、450番8、450番9、486番6、486番8、487番1、487番2、487番3、487番6、487番7、487番8、487番9、487番10、487番11、487番14
	同 回田町	269番3、305番9、305番11、326番118のうち実測633.95平方メートル、326番119のうち実測608.12平方メートル、326番120、326番121、326番122、326番127、326番130、326番131、326番141、326番142、331番3、331番4、331番5、331番9、331番15、331番19、333番2、334番2、363番3、368番10、369番3、396番4、396番5、396番6、397番5、397番7、397番8、397番10、398番2、399番5
		備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を東京都文化財担当部局及び小平市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。



【図〇】 鈴木遺跡史跡指定範囲図（※後日、令和3年度実施の1 / 1000 図に差し替え）

2 指定説明

鈴木遺跡は、武蔵野台地のほぼ中央を東西に流れる石神井川の最上流部に位置する後期旧石器時代遺跡（約 38,000 年前～16,000 年前）である。遺跡は石神井川のかつての谷頭部、標高約 75 メートルに立地する。

本遺跡は、昭和 49 年に小学校建設に伴う発掘調査によって確認されて以降、現在まで 83 次に及ぶ発掘調査が小平市教育委員会等によって行われている。その結果、遺跡は旧石神井川の水源とその支流を取り巻くように馬蹄形に展開しており、谷奥部を中心に多数の石器集中部が存在することが明らかになった。また、遺跡の範囲は東西約 580 メートル、南北約 620 メートルに及び、関東最大級の後期旧石器時代の集落遺跡であることが判明した。こうした本遺跡の性格は、水源に乏しい武蔵野台地中央部において、石神井川源流部という安定して水を確保できる場所に立地することと関わりがあると考えられ、旧石器時代の集落の成立や立地、機能を考える上でも重要である。現在、石神井川の源流そのものは失われているものの、こうした地形が現在でも明瞭に観察できる。これは、厚い表土層を含む土壌堆積が残ることと地形改変を伴う大規模開発を免れてきたことによる。

これまでの発掘調査において、旧石器時代の石器製作跡と考えられる石器集中部が 188 か所、調理場跡と考えられる礫群が 264 か所確認されている。また、ナイフ形石器や角錐状石器、槍先形尖頭器等 40,000 点を超える石器と 70,000 点を超える礫が出土している。これらは現在までに 180 か所以上確認されている武蔵野台地の後期旧石器時代遺跡の中でも突出している。また、これらの遺構や遺物は立川ローム層中に連綿と累重する 12 枚の文化層で確認されたが、これは後期旧石器時代にこの遺跡が繰り返し利用され続けたことを示している。

最下層（立川ローム層 X 層下部）の第 12、11 文化層は、日本列島における後期旧石器時代最古段階に位置づけられる。石器群は台形様石器、スクレイパー、彫器、刃部磨製石斧等で構成されるが、中でも刃部磨製石斧は、日本列島の後期旧石器時代前半期を特徴づける石器である。本遺跡からこれが 22 点出土しており、列島全体で 1,000 点に満たない現状にあって、突出した出土数である。

後期旧石器時代後半期の第 1～8 文化層では、石器の石材として黒曜石の保有比率が際立って高いことも特徴的で、例えば第 8 文化層では石器全体の約 97% を占める。蛍光 X 線分析から長野県小深沢、男女倉、星ヶ塔、麦草峠、静岡県柏峠、神奈川県畑宿、東京都神津島、栃木県高原山など関東地方及びその周辺の産地からもたらされていたことが明らかとなっている。こうした遠隔地を含む関東地方内外の石材を用いた石器が多量に出土していることは、本遺跡が石神井川の源流部にある立地と関係していると考えられ、当時の集団の移動や居住のあり方を考える上で非常に重要である。

このように鈴木遺跡は、関東を代表する後期旧石器時代の大規模集落遺跡であり、日本列島に現生人類が出現して以来、後期旧石器時代全般を通じて拠点集落として機能したことが明らかになった希有な遺跡である。また、後期旧石器時代後半期には遠隔地石材等を用いた石器が多量に出土することから、当時の人々の移動や交流、生業活動や集団関係等を推定することもでき、加えて、現在でも後期旧石器時代の集落が営まれたころの地形を良好に留めるなど、後期旧石器時代集落の成立や立地、機能を考える上でも重要な遺跡である。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』令和3年(2021)2月689号より引用)

3 管理団体

国指定史跡鈴木遺跡を管理すべき地方公共団体として、令和3(2021)年6月21日付で、小平市が指定されました。

なお、告示原文の漢数字は、算用数字にして表記しました。

○文化庁告示第50号

文化財保護法(昭和25年(1950)法律第214号)第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和3年6月21日

文化庁長官 都倉 俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
鈴木遺跡	令和3年文部科学省告示第44号	小平市(東京都)

4 土地所有・利用状況

国指定史跡鈴木遺跡の土地所有・利用の状況は、次表のとおりです。

【表】土地利用状況一覧(令和5年3月31日現在)

住所	地目	所有

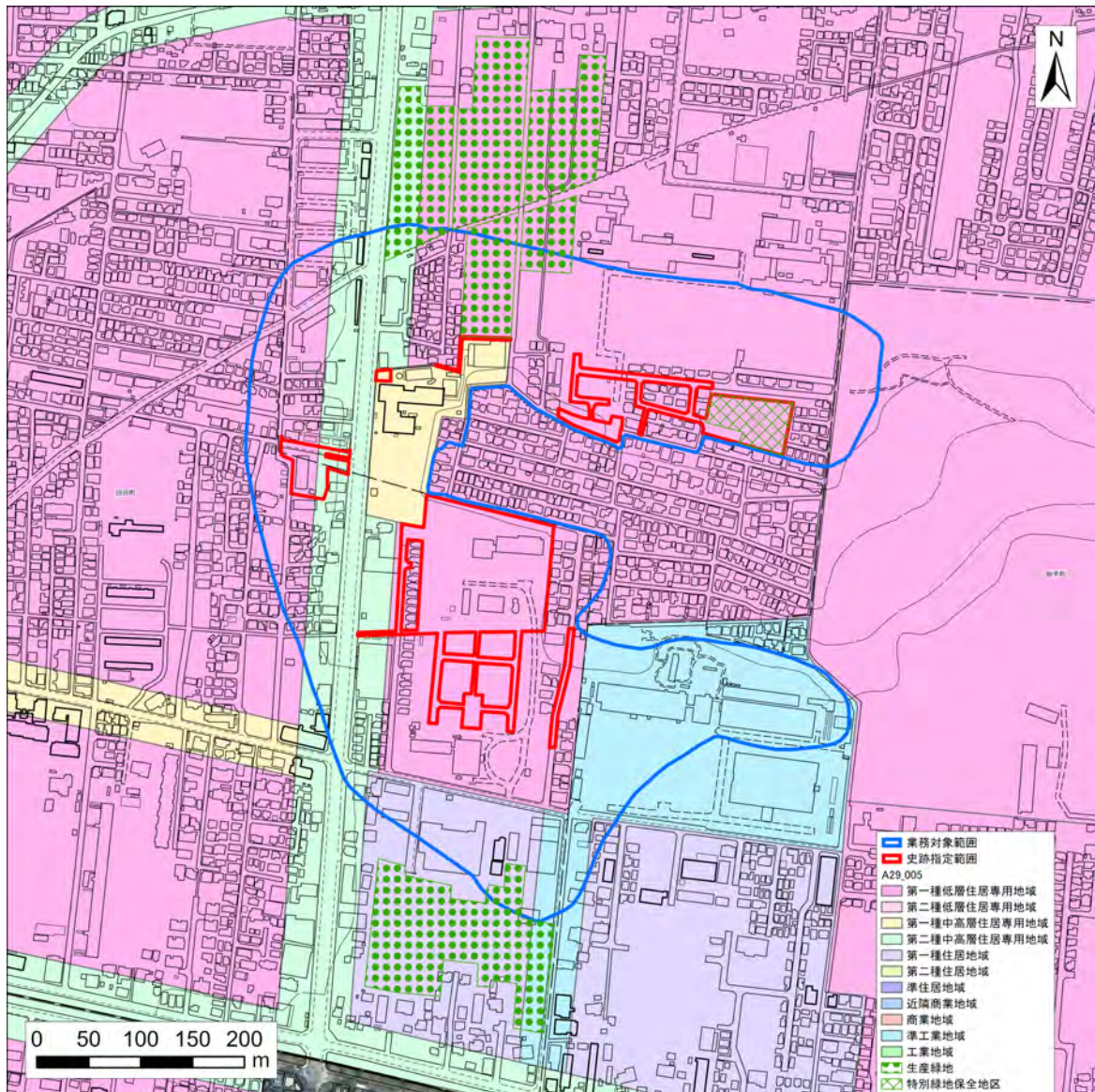
6 指定範囲における法令の規制等

(1) 文化財保護法

鈴木遺跡は、文化財保護法第109条により史跡に指定されており、同法第125条により史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要があります。また、同法第93条により、指定地一帯は、埋蔵文化財包蔵地となっています。

(2) 都市計画法

鈴木遺跡の指定範囲は、住居の環境保護を定めた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域第1種住居地域に含まれています。



(3) 土砂災害防止法

土砂災害による被害を防止・軽減するための周知、警戒避難体制の整備を市が行うもので、鈴木遺跡では、鈴木小南公園の一部が土砂災害警戒区域に接しています。

第3節 自然的環境

1 位置

本市は、東京都域の広がりの中で中央北部に位置し、東西9.21 km、南北4.17 km・面積2051 km²を有し、東は西東京市、西は東大和市・立川市、南は小金井市・国分寺市、北は東久留米市・東村山市の7市に接しています。

鈴木遺跡は小平市域の鈴木町・回田町・御幸町中にまたがって所在し、遺跡の規模は都内最大級です。



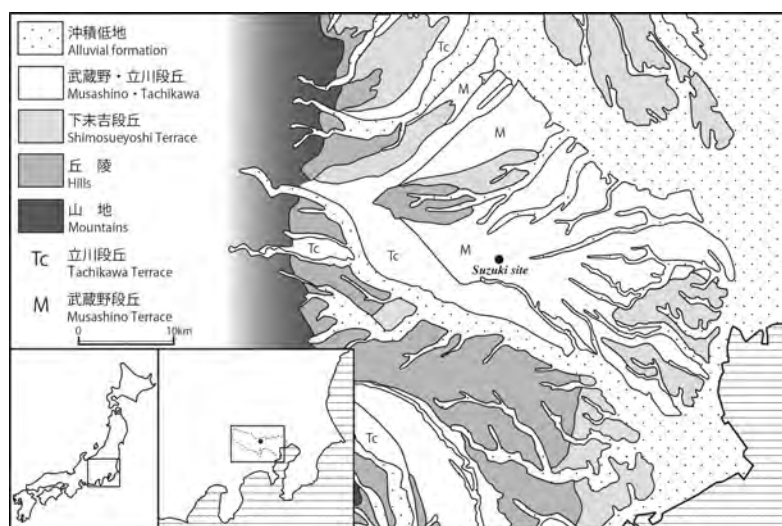
【図】本市の位置

2 地形・地質

本市は武蔵野台地のほぼ中央、武蔵野段丘面に位置します。武蔵野台地は、関東平野南部に広がる北西を入間川・北東を荒川・南を多摩川に面される長軸約50kmに及ぶ扇状の洪積台地であり、その規模は日本最大です。台地は、そのほとんどが古多摩川の侵食作用により関東山地から運搬してきた砂礫が堆積して形成されたと考えられています。

台地西部は平坦な台状地が広く連なっていますが、台地東部は台地内に谷頭を持つ樹枝状の開析谷がみられ、開析谷の途中にはときおり湧水が見られます。これらの谷は、古多摩川の流路跡・名残川と考えられています。台地は数段の河岸段丘の集合体で、年代の古い方から大きく下末吉段丘面(13～14万年前)・武蔵段丘面(6～8万年前)・立川段丘面(2～3万年前)の3つに分けられ、各段丘面上には関東ローム層と呼ばれる明褐色から暗褐色の火山灰土が堆積しています。

鈴木遺跡は武蔵野段丘上、荒川水系の源流谷頭に位置し、かつての湧水点を取り囲むように、東側に開口する馬蹄形状に形成されています。この湧水点は現在、本遺跡から1kmにある小金井カントリークラブ内にあります。



【図】武蔵野台地の地形区分

3 植生

小平市は市街地を中心に形成されていますが、雑木林や屋敷林、農地、用水路などに豊かな植生がみられます。特に江戸時代の新田開発による地割である、街道沿いから屋敷林、短冊形の農地、雑木林が展開する土地利用形態は小平市の緑地空間を構成する大切な要素となっています。雑木林の一部は、保存樹林として保護が行われています。

鈴木遺跡指定地内にも、コゲラの森と呼ばれるクヌギを中心とした雑木林があり、特別緑地保全地区として保護されています。また、鈴木遺跡からやや離れていますが、南側を通る玉川上水沿は、東京都景観条例により玉川上水景観基本軸として保護されるとともに水と緑の散歩道として活用が図られています。



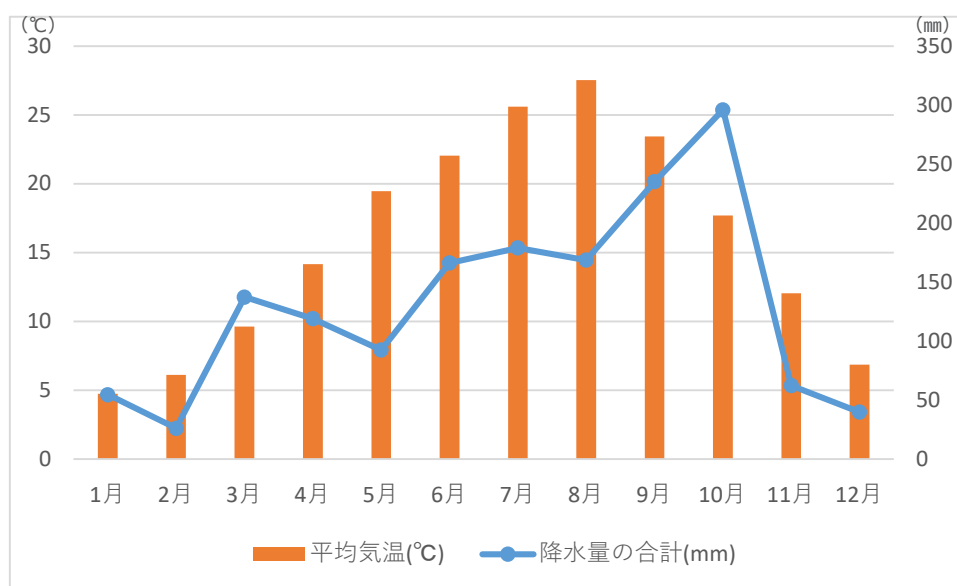
【図】小平市の植生（自然環境調査 WEB-GIS (1/25000、2009年) を利用)

4 気候

小平市内では長期にわたる気象観測は行われていないため、鈴木遺跡から南南西に直線距離で、約4 kmに所在する府中観測所(府中市幸町)の観測データを利用しました。観測データは、2015年1月～2020年12月までの期間を用い、月ごとの平均で表記しました。

年平均気温は15.8℃で、最高気温は8月に観測され27.5℃、最低気温は1月に観測され4.7℃です。年間の降水量は1576.9 mmで、最大降水量は10月の296.1 mm、最小降水量は2月の26.1 mmです。

【表】年間気温と降水量(令和2年度(2020)までの過去5年間の平均)

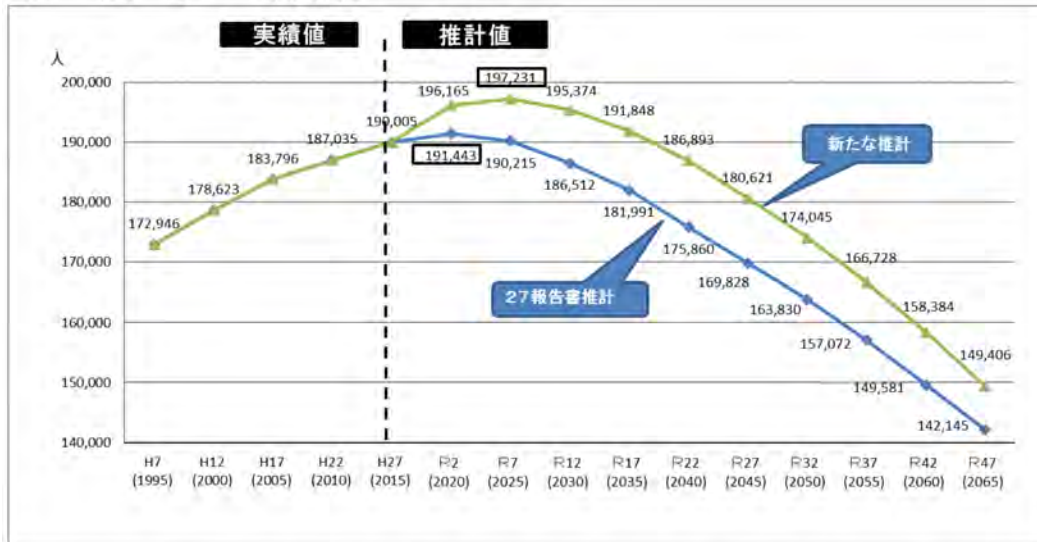


第4節 社会的環境

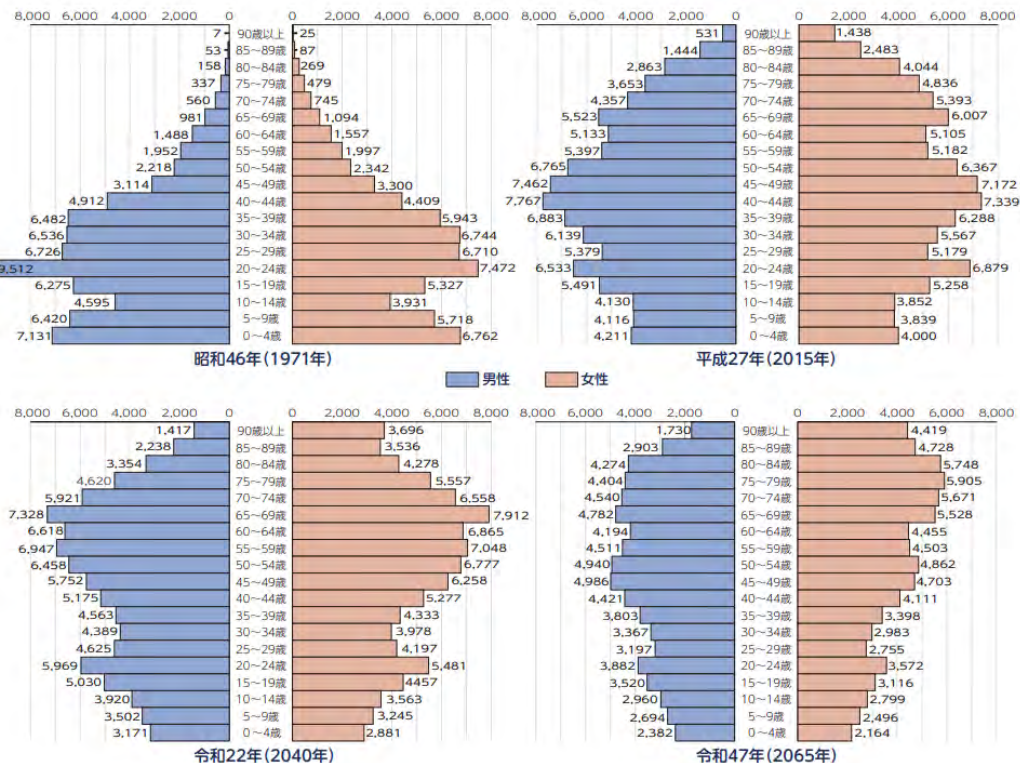
1 人口

本市の人口は、令和5年(2023)時点で人口 人、世帯数 世帯となっています。

総人口は、現在まで緩やかに増加していますが、生産年齢は平成7年(1995)をピークに減少に転じています。また、年少人口に大きな変化はなく一定の人口を維持していますが、老年人口は増加を続けており、生産年齢の減少と併せて、高齢化率が進んでいます。『小平市人口推計報告書補足版(令和元年8月)』においても、この傾向が今後も続くと推定しています。

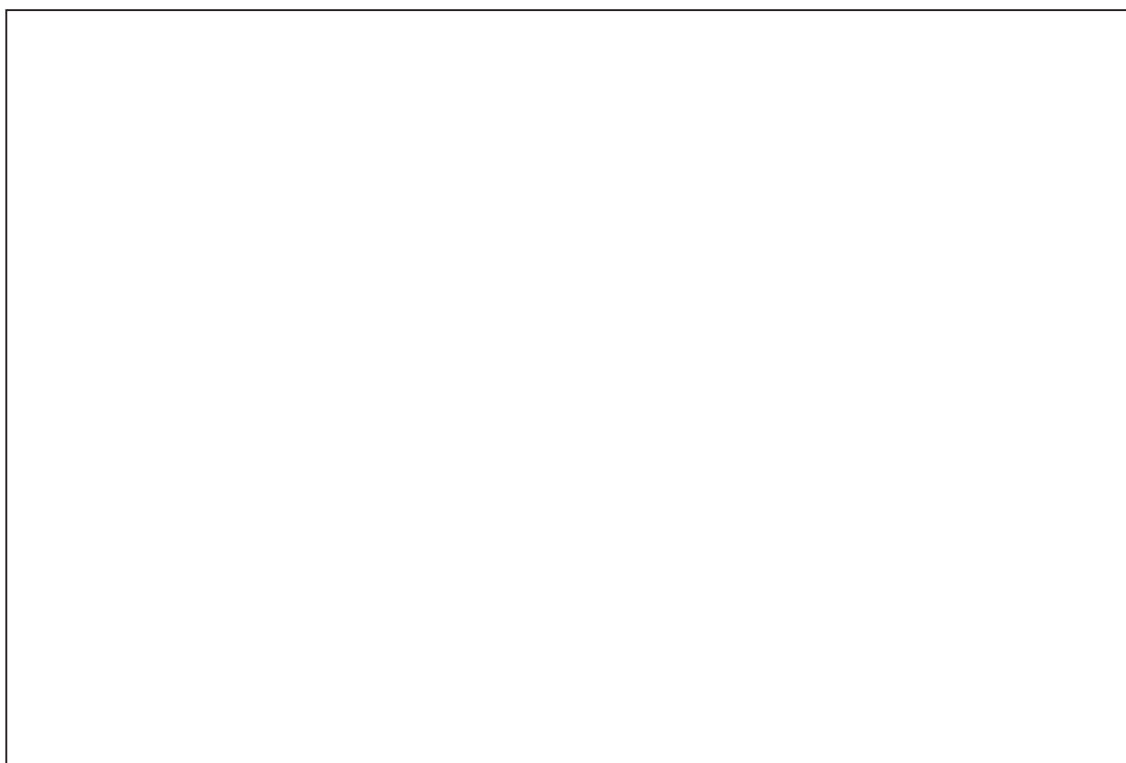


【グラフ】 将来の総人口の将来的見通し 『小平市人口推計報告書補足版(令和元年8月)』より



【グラフ】 小平市の人口構成の変化 小平市ホームページより

2 交通



【図】小平市における交通

第5節 歴史的環境

1 はじめに

小平市域内の遺跡は、鈴木遺跡のほかに八小遺跡、花小金井南遺跡、小川町一丁目遺跡の計3か所がありますが、合計しても4遺跡で、これは周辺市町村と比較するときわめてわずかで、小平市域において遺跡は例外的な存在といえます。その理由として、市域内に自然河川が無い点あげられます。市域は扇状地形により形成された台地上であり、上流からの水流が地下の礫層中を流れることから表面は水に乏しく、人間の生活に適さなかったのです。

小平市域で本格的な定住が始まったのは、江戸時代前期の17世紀半ばに徳川幕府により武蔵野台地上を貫くように玉川上水が開削され、台地上の小平市域にも水が流れてくるようになってからになります。記録を見る限り、それまで小平市域には集落は存在しなかったのです。

しかし、そうした市域の状況において、市内遺跡のうち鈴木遺跡は石神井川源流域の谷頭部に、八小遺跡・花小金井南遺跡はそのすぐ下流の石神井川北岸部に立地しているように、大半の遺跡は石神井川流域に存在しています。このことから、基本的に市内の遺跡はかつて存在した石神井川の水資源が成立させたものであるといえます。

2 後期旧石器時代

小平市域の後期旧石器時代遺跡は、本計画の対象とする鈴木遺跡のほかに小川町一丁目遺跡と花小金井南遺跡があります。

花小金井南遺跡は、鈴木遺跡がその源流部に立地する石神井川の下流左岸、石神井川に向かう傾斜の変換点付近に所在します。平成19年、集合住宅の建設に先立つ試掘調査によって発見され、東京都遺跡地図に登載されて周知されましたが、平成27年にその全域を対象とした本調査によって滅失してしまいました。

出土石器は全部で8点発見され、その内訳は1点の黒曜石製ナイフ形石器、1点の頁岩製搔器、1点の珪岩製石核、1点の頁岩製石核、4点の剥片（黒曜石、凝灰岩、安山岩、頁岩各1点）であり、いずれもIV層上部より出土しています。礫は29点出土し、内20点が礫群を構成しています。

小川町一丁目（旧称 小川三番）遺跡は市域の西側、小川町一丁目昭和30年代後半に市内で最も早く偶然発見された1点の木葉形の尖頭器によって、昭和49年度版東京都遺跡地図に登載された地点遺跡（大場ほか1966）ですが、その後この周辺でその他の遺構、遺物等の出土は報告されていません。

3 縄文時代

縄文時代の所産と考えられる石器は、石鏃をはじめとして小平市域の各地で採集されていますが、これを除くと縄文土器片等の採集の記録はなく、縄文時代の遺物や遺構の大部分は鈴木遺跡の範囲内での発掘調査に伴って発見されたものです。

後期旧石器時代末期になると、それまでこの周辺での人間活動を支えてきた石神井川の水源地が、流路短縮により東方の下流方向に遷移したと見られるため、縄文時代草創期以降は住居址が確認されず、集落が形成されることはありませんでした。

しかし、数多くの陥穴が鈴木小学校建設予定地点(表●集No. 8)で発見されたことを皮切りに、住宅・都市整備公団地点(表●集No. 10)で遺跡の北限付近でも発見されるなど、石神井川谷頭部北西側の緩やかな斜面を中心に陥穴が確認されており、その数は40基以上に及びます。その多くは、覆土の特徴や類例から縄文時代の草創期～早期に属すると考えられる、断面形態がV字状の、いわゆるTピットと呼ばれるタイプのものでした。また、一基ずつ点在するものと、長軸を揃えて数基直線上に連続して配置されるものがあります。少なくとも後者は間に柵等を設けて、一方から獲物を追い込む猟法に用いられたものと考えられます。

これら狩猟用の施設である陥穴の存在は、生活の場から一定以上離れていることを示唆するものであり、遺跡周辺が狩猟の場として利用されていたと考えられます。

さらに1例ではありますが、小炉穴が三共グラウンド南側擁壁地点(表●集No. 38)の斜面で発見されています。付近から土器等の遺物は見つかりませんが、類例から早期の資料と推定されます。本来住居を近くに伴うとされますが、付近に同時期と考えられる陥穴が設けられていることから、狩猟に伴う何らかの一時的な火熱の利用を物語るものとも考えられ、当時の生活の一端を伝える資料として注目されます。

縄文時代の所産としての土器は、鈴木遺跡の発掘調査の初期段階で、鈴木小学校校庭から残存率の高い、小形の中期加曽利E式土器が一点発見されています。底部下半を失われていますが、出土状況から見て、意識的に打ち欠かれたものと思われる(表●集No. 8)。

石神井川谷頭部の南東に位置する安田電研地点では、単節縄文ないし無文の土器片110点、石斧、石鏃、スタンプ形石器各1点と、おそらくは早期の所産と考えられる遺物が比較的豊富に見つかりしています(小川2013)。同じく谷頭部の南東、安田電研地点の北東に位置する御幸第I地点(表●集No. 11)でも、前期諸磯B式を中心に、後期堀之内式や中期の土器片が352点と多量に見つかりしています。これら以外では回田町325番地地点(表●集No. 31)で、ソフトローム上面付近で13点の土器片とともに東北地方の草創期の遺跡に類例のある形態をもつ頁岩製の石鏃1点が出土しています。また、回田82番地地点(表●集No. 24)で比較的残存率の高い中期加曽利系土器が、鈴木小学校北側地点(表●集No. 40)では前期諸磯C式土器の口縁部片が出土しているなど、極めて限定的な出土に留まっています。

3 古代・中世

旧石器時代末期から縄文時代初め、石神井川の水源地がより下流に移ると、この地で集落が営まれることはなくなりましたが、引き続き狩猟・採取の場として用いられていました。しかし、弥生時代となり、農業が行われるようになったのちは、自然の水に乏しいこの地域は、ほとんど利用されなくなりました。現在の小平市域に相当する場所で、人のくらしや活動の痕跡が再びみられるようになるのは、七～八世紀頃になります。

日本列島に成立した古代国家は、中国大陸の唐に倣い、「律令」という法典を導入し、中央集権的な国家体制をつくりあげました。その下で、地方支配の単位となったのが「国」であり、各地で国が形成された時期は七世紀後半とみられ、現在の小平市域が含まれる武蔵国もこの頃に成立したと考えられます。それに伴い武蔵国の政治の中心となる国府が、現在の府中市に置かれたほか、聖武天皇の命により、国分寺が現在の国分寺市に創建されています。

また、これらの重要施設を結ぶ幹線道路として東山道が敷設され、その支線路の一つ、「東

山道武蔵路」は小平市域を通過しており、上水本町・小川町二丁目（JR 武蔵野線新小平駅西側の原島農園）・小川東町二丁目（小川団地内）の三地点で、当時の道路遺構が確認されています。

なお、小平市域では、鈴木遺跡の範囲内にある八小遺跡から、奈良時代末～平安時代（八世紀末）頃と考えられる一軒の竪穴住居の跡が見つかっています。詳細は不明ですが、この遺跡からは布目瓦が出土しており、国分寺と何らかの関係があった可能性があります。

鎌倉時代に入ってから、東国・関東の政治的中心地となった鎌倉と各地を結ぶ道が発達し、幹線道路として栄えたのが、武蔵国を通過する上道・中道・下道の道路です。これらは近世に入ってから鎌倉街道と呼ばれ、鎌倉幕府に何か危急の事態が起こったときに、東国の御家人らが鎌倉に馳せ参じるために整備された街道でした。このうちの上道が現在の小平市域、とくに株式会社ブリヂストン技術センター／東京 A C タイヤ製造所の中から津田塾大学の東側にかけて通っていたとされます。

鎌倉街道は、鎌倉幕府の滅亡後も幹線道路として、引き続き重要な意味を持っていましたが、現在の小平市域が含まれる武蔵国南部や相模国を領国とした扇谷上杉氏が、長禄元年（1457）に河越城（現埼玉県川越市）・江戸城（現千代田区）を築城し、重視するようになると、江戸と領国内の各所に設けられた政治的・軍事的な拠点を結ぶ幹線道路が整備され、江戸を起点とした交通体系の成立にともない、現在の小平市域の辺りを南北に通る鎌倉街道上道の重要性は減退していきました。

4 江戸時代

江戸時代に入ると江戸普請のために、石灰輸送を目的として江戸と青梅を結ぶ青梅街道と、薪炭輸送を目的として江戸と五日市を結ぶ五日市街道が整備されました。このことにより、多摩地域と江戸が強く結び付けられるようになりました。

道の整備とともに、武蔵野に重大な影響を及ぼしたのが、生活に不可欠な水を確保するための上水道の整備でした。江戸では、神田上水が用いられていましたが、神田上水の給水域外に城下が拡張していった結果、新たな上水が必要となり、開削されたのが玉川上水です。

玉川上水は、多摩川の水を羽村（現羽村市）で取水し、武蔵野台地を通して、その東端にある江戸に飲料水を運んだ上水道です。承応2年（1653）4月から同年11月までという短期間に、羽村から四谷大木戸（現新宿区）までの約43キロメートルにわたる用水路が開削されました。これにより、武蔵野台地での飲料水の確保が可能になり、この地に人が住める条件を整えられて、より広い範囲の武蔵野開発が可能になりました。

玉川上水が完成した2年後の明暦2年（1656）、小川九郎兵衛が玉川上水と野火止用水に挟まれた青梅街道沿いを新田開発し、小川村ができました。享保7年（1722）に八代将軍徳川吉宗が新田開発を奨励すると、それ以降、小平市域では小川新田、大沼田新田、野中新田与右衛門組、野中新田善左衛門組、鈴木新田、廻り田新田が一斉に開拓されました。

平成27年（2015）1月の鈴木遺跡発掘調査では、廻り田新田の水路跡と水田跡が検出されています。水路跡と水田跡は小支谷に沿う形となっており、旧態を保存している地形を利用したと思われます。

鈴木小学校建設時に発見された水車遺構は、「定右衛門水車」とよばれたもので、成立は

不明ですが、安政2年に幕府の命で、火薬製造所に取り立てられたことがわかっています。この水車は、旧石器時代に用いられていた石神井川流路跡を排水路として利用しており、これもまた、旧態がよく保存された地形を活用したものといえます。

5 近現代

明治22年(1889)4月1日に市制・町村制の施行により、江戸時代に開かれた7つの村が合併され「小平村」となりました。村名は、小川が最初の開拓村落であることと、地形が平らであることからつけられたといわれています。

明治27(1894)年には、川越鉄道(現・西武国分寺線)が開通し、小平に初めて小川駅ができました。さらに昭和2年(1927)に西武鉄道(現・西武新宿線)が、昭和3年(1928)には多摩湖鉄道(現・西武多摩湖線)が開通し、人の往来が容易となりました。

大正末期から学園都市を造る計画が進められ、女子英学塾(現・津田塾大学)や東京商科大学予科(現・一橋大学小平国際キャンパス)が移転してくるとともに、軍や国の施設も開設され、しだいに人口も増加していきました。

昭和19年(1944)2月11日には町制が施行され、小平町が誕生しました。当時の人口は15,595人(昭和18年(1944)12月24日時点)でした。翌年の終戦以降、静かな農村だった小平も、都市化に向けて動き出しました。住宅難の東京都心部に近かったため都営住宅が多く建てられ、大工場の誘致も進み、昭和35年(1960)に行われた国勢調査で小平町の人口は52,923人と報告されました。昭和37年(1962)10月1日、市制が施行され、全国で558番目、都内では11番目の市として小平市が誕生しました。当時の人口は70,634人(昭和37年(1962)1月1日時点)でした。

そして、平成24年(2012)に18万人超の市民と市制施行50周年を迎え、市制施行100周年に向けて歩みを進めています。

第3章 鈴木遺跡の本質的価値

第1節 これまでの調査成果

1 調査に至る経緯

(1) 「回田遺跡」の発見と調査

昭和42年(1967)4月、石神井川流域を踏査していた大澤鷹邇氏によって、現在の小平市立鈴木小学校の敷地内に相当する部分で旧石器時代の遺物が表採されました。

この大澤氏からの情報に基づき、同年夏に市内の八小遺跡の発掘調査を指導した吉田格氏と大澤氏の指導のもと、東京学芸大学考古学研究会による発掘調査が行われました。その成果は昭和46年(1971)刊行の『考古学ノート』所載「資料報告小平市回田・国分寺市多喜窪・殿ヶ谷戸北遺跡の石槍」で報告され、昭和49年(1974)3月発行の『東京都遺跡地図』に小平市遺跡No.3「回田遺跡」として掲載されました。

江戸時代に開発された新田を母体とする小平市内では字名のない地域が多く、小平市では新田名に由来する町名をもって遺跡名とします。本遺跡は旧鈴木新田に所在する部分に位置していましたが、当時は遺物を発見した場所の新田名の確認が難しく、誤認により「回田遺跡」とされました。

(2) 鈴木小学校建設に伴う調査

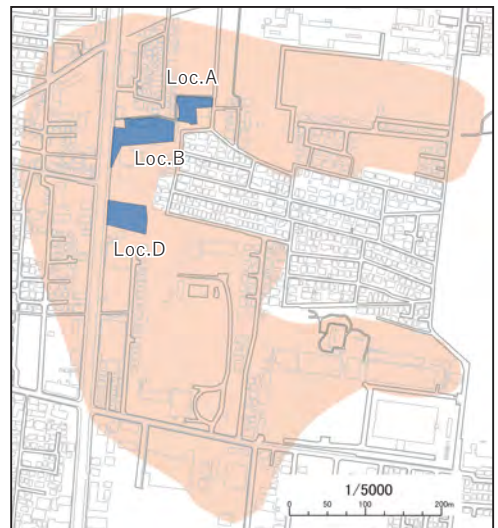
昭和49(1974)年に小平市立鈴木小学校の設置に伴い、用地が買収され、重機によって掘削が行われました。その際に暗渠や水路の跡が現れたことから、当時國學院大学助教授で、小平市文化財保護審議会委員をつとめる市内在住の加藤有次氏に問い合わせが行われました。

発見された暗渠や水路跡は近世以降の水車関連遺構であるが、「回田遺跡」の報告を踏まえるとさらに旧石器時代遺跡が存在する可能性があるという回答を得たため、同年6月29日から7月1日までの三日間の期間で、埋蔵文化財に関する試掘調査が行われました。試掘調査は、最終日に旧石器時代の石器や礫群が発見されたことにより、遺跡の存在が確認されたことから本調査に移行しました。

本調査は、加藤氏を団長とした鈴木遺跡調査団により、同年8月1日から昭和50年8月31日まで実施されました。調査によって、遺跡が石神井川の源流部を取り巻くようにC字形に広がりを持つことが確認され、調査面積はLoc.A、Loc.B、Loc.Dの3か所合計で約4,880㎡に及びました。



水車遺構を含む遺跡全景
(鈴木遺跡III(1980)より)



鈴木小学校建設に伴う調査の発掘調査位置図

(3) その後の発掘調査

昭和49年(1974)から昭和59年(1984)頃までは、都心に近いベッドタウンとして小平市の開発が急速に行われた時期であり、それに伴う発掘調査が間断なく行われました。

鈴木小学校建設とほぼ同時に鈴木小学校の西側に接して都道＝都市計画道路小平2・1・3号線(通称：新小金井街道)が南北に開通することがすでに計画されていたため、小学校の建設予定地点での遺跡確認によって、都道の敷設やこれに関連する下水道工事等に先立つ発掘調査も行う必要があることが明らかとなり、鈴木小学校地点の調査終了後の昭和50年(1975)11月から昭和55年(1980)初頭にかけて、東京都教育委員会主体による発掘調査が断続的に実施されました。また、鈴木小学校の学区域が都道の西側に広がっていたことから、小学校の校庭から都道の下を通過して西側に達する地下通学路の建設も予定されていたため、昭和57年(1982)には、この部分での発掘調査が行われました。

これら鈴木小学校とその西側の都道部分での調査とは別に、鈴木小学校の北西、都道の西に所在した防衛庁宿舎が廃されたことにより、住宅・都市整備公団による開発が計画されたため、昭和56年(1981)から昭和58年(1983)にかけて数次にわたる調査を実施し、また昭和57年(1982)には遺跡の南東部に広がる日立電子株式会社(現、株式会社日立国際電気)東京事業所でも浄化槽の設置等に伴う調査(御幸第I地点)が実施されました。

昭和59(1984)年以降は発掘調査を必要とするような開発等は一旦収束したことから、改めて国庫補助金を活用した範囲確認調査を昭和61(1986)年から平成2(1990)年まで5か年度実施しました。

平成2年(1990)後半以降、農林中央金庫研修所北側擁壁地点、三共グラウンド南側道路拡幅関連地点(平成3・平成5年(1991・1993))、国栄マンション地点(平成4年(1992))、あおぞら福祉センター地点(平成7年(1995))、回田町325番地地点(平成8年(1996))と毎年のように中規模の調査を実施する時期が続きました。この時期には国庫補助金による範囲確認調査も市内遺跡と名称を改め、東山道武蔵路など鈴木遺跡以外の確認調査も併せて実施しましたが、平成9年(1997)以降、平成23年(2011)まではまとまった調査は行われなくなり、国庫補助金による確認調査を中断する時期もありました。

その後、平成24年(2012)には御幸第II地点、平成25年(2013)には鈴木町一丁目390番6地点、平成26・27年(2014・2015)には回田町326番地地点と比較的まとまった面積の開発に先立つ発掘調査が続きました。

2 調査の概要

鈴木遺跡の発見から、現在に至るまでに87次、約23,000㎡に及ぶ発掘調査が行われ、発掘調査報告書は56冊刊行されています。その概要は以下の通りです。

集No.	報告書名	刊行年	調査地点	調査年
1	鈴木遺跡	1975	鈴木小学校	1974～1975
2	鈴木遺跡 遺跡範囲確認調査報告書	1976	鈴木小学校	1975～1976
3	鈴木遺跡 遺跡範囲確認調査報告書	1976	都道2・1・3号線	1976
4	鈴木遺跡 流域下水道建設工事にともなう緊急発掘調査報告書	1976	都道2・1・3号線	1975～1976
5	鈴木遺跡 流域下水道建設工事にともなう緊急発掘調査報告書(その2)	1976	都道2・1・3号線	1976
6	鈴木遺跡Ⅰ 都市計画道路小平2・1・3号線内	1978	都道2・1・3号線	1976～1977
7	鈴木遺跡Ⅱ 都市計画道路小平2・1・3号線内	1980	都道2・1・3号線	1978～1979
8	鈴木遺跡Ⅲ 小平市立鈴木小学校内	1980	鈴木小学校	1974～1975
9	鈴木遺跡Ⅳ 都市計画道路小平2・1・3号線内	1981	都道2・1・3号線	1979～1980
10	鈴木遺跡 住宅・都市整備公団用地内緊急発掘調査報告書	1982	住宅公団	1981
11	鈴木遺跡—御幸第Ⅰ地点—	1982	御幸第Ⅰ地点	1982
12	鈴木遺跡 「エステート小平鈴木町」関連道路築造に伴う緊急発掘調査報告書	1983	住宅公団	1983
13	鈴木遺跡Ⅴ 小平市立鈴木小学校地下通路	1984	鈴木小学校地下通路	1983～1984
14	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—昭和61年度—	1986	旧資料館西隣	1986
15	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—昭和62年度—	1987	①農林中金南	1987
			②日鉦マンション北	1987
16	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—昭和63年度—	1988	①田無用水北	1988
			②三共グラウンド西側	1988
			③八小校庭西側	1988
17	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—平成元年度—	1989	①田無用水南	1989
			②八小校庭東南角	1989
18	鈴木遺跡 範囲確認調査報告書—平成2年度—	1991	①農林中金南	1990
			②農林中金西隣	1990
			③農林中金北側斜面	1990
19	市内遺跡発掘調査報告書—平成3年度—	1992	三共グラウンド南西側	1991
20	市内遺跡発掘調査報告書—平成4年度—	1993	①日鉦マンション予定地	1992
			②国栄マンション予定地	1992
			③エステート東側	1992
			④あおぞら福祉センター北側	1992
			⑤エステート東側	1992
			⑥農林中金テニスコート	1974
			⑦日立電子和敬寮	1981
21	鈴木遺跡 農林中央金庫研修所北側道路地点	1993	農林中金北側斜面	1990～1991
22	市内遺跡発掘調査報告書—平成5年度—	1994	①日立電子和敬寮東隣	1993
			②農林中金西隣	1993
			③あおぞら福祉センター北側	1993
			④三共グラウンド北側	1993
			⑤小平市役所新庁舎	1980
23	鈴木遺跡緊急発掘調査報告書—平成5年度—	1994	①井手邸	1993
			②三共グラウンド西北側研修所	1993

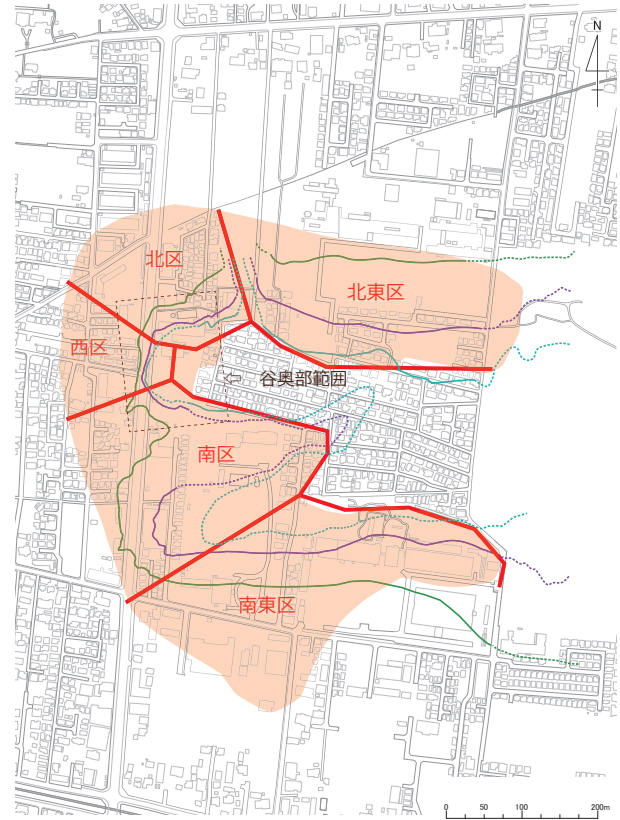
24	市内遺跡発掘調査報告書—平成6年度—	1995	①回田82番地地点	1994
			②新邸	1994
			③回田82番地地点	1994
25	市内遺跡発掘調査報告書—平成7年度—	1996	①現資料館北側	1995
			②農林中金北隣	1995
			③旧資料館東側	1995
26	鈴木遺跡VI 福祉関連施設建設予定地	1997	あおぞら福祉センター予定地	1995
27	市内遺跡発掘調査報告書—平成8年度—	1997	①八小南側	1998
			②旧資料館東側	1996
			③日立電子和敬寮南隣	1996
			④回田325番地地点	1996
28	市内遺跡発掘調査報告書—平成9年度—	1998	①現資料館西側	1997
			②都民銀行グラウンド東側	1997
			③旧資料館東側	1995～1997
29	鈴木遺跡緊急発掘調査報告書—平成9年度—	1998	CO-O P 予定地	1997
30	市内遺跡発掘調査報告書—平成10年度—	1999	①旧資料館	1998
			②農林中金南	1998
31	鈴木遺跡 回田町325番地地点	1999	回田325番地地点	1998
32	市内遺跡発掘調査報告書—平成11年度—	2000	①現資料館	1999
			②旧資料館西側	1999
33	鈴木遺跡緊急発掘調査報告書—平成11年度—	2000	回田401番地地点	1999
34	市内遺跡発掘調査報告書—平成12年度—	2001	①三共グラウンド南東側	2000
			②鈴木小北側	2001
35	市内遺跡発掘調査報告書—平成13年度—	2002	現資料館南側	2001
36	市内遺跡発掘調査報告書—平成14年度—	2003	鈴木小北側	2003
37	市内遺跡発掘調査報告書—平成15年度—	2004	日立電子和敬寮南隣	2003
38	鈴木遺跡 三共株式会社小平寮グラウンド南側道路拡幅地点	1994	三共グラウンド南側道路拡幅	1991～1993
39	鈴木遺跡 国栄マンション地点	1995	国栄マンション予定地	1992
40	市内遺跡発掘調査報告書—平成16年度—	2005	①鈴木小北側	2004
			②鈴木小北側	2004
41	市内遺跡発掘調査報告書—平成17年度—	2006	日立電子和敬寮南隣	2005
42	市内遺跡発掘調査報告書—平成18年度—	2007	日立電子和敬寮南隣	2006
43	市内遺跡発掘調査報告書—平成19年度—	2008	①現資料館	2006
			②NTT東住宅南縁	2007
44	市内遺跡発掘調査報告書—平成20年度—	2009	①ブリヂストン東京工場北縁	2008
44	市内遺跡発掘調査報告書—平成20年度—	2009	②花小金井南中学校校庭	2009
45	小平の教育 平成21年度	2010	現資料館南側	2009
46	小平の教育 平成22年度	2011	三共グラウンド南側	2010
47	鈴木遺跡 御幸第II地点1次調査概要報告書	2011	日立国際電気構内	2011
48	鈴木遺跡 ヤオコー回田町地点発掘調査 概要報告書	2012	ヤオコー予定地	2011
49	市内遺跡発掘調査報告書—平成24年度・鈴木遺跡—	2013	日立国際電気構内	2011
				2012
50	鈴木遺跡 御幸第II地点	2014	日立国際電気構内	2012
51	鈴木遺跡 回田町303-2他地点	2014	現資料館南側	2013
52	鈴木遺跡 鈴木町一丁目390番6地点	2015	三共グラウンド南側	2013
53	市内遺跡発掘調査報告書—平成26年度・鈴木遺跡—	2015	農林中金グラウンド部分	2014
				2014
54	鈴木遺跡 回田町326番地地点	2016	農林中金グラウンド部分	2015
55	鈴木遺跡 鈴木町一丁目490番地地点	2016	日立電子和敬寮	2014～2016
56	花小金井南遺跡	2016	NTT東住宅南側	2015



【図】鈴木遺跡の発掘調査地点

3 調査の成果

これまでに鈴木遺跡では、旧石器時代の主な遺構として、石器集中部 188 か所（谷奥部）、礫群 304 か所、炉穴 3 か所、炭化物片集中 222 か所、主な遺物として石器 44,203 点（細石刃、尖頭器、ナイフ形石器、スクレイパー、石核、剥片、碎片など）、礫 77,852 点が発見されています。またそれ以外にも、縄文時代の主な遺構として、陥穴、小炉穴、主な遺物として縄文土器片（早期～後期）、石器（石鏃、打製石斧、石皿、磨石、石皿など）、近世の遺構として水車跡、水田跡、水路跡などが発見されています。鈴木遺跡の発掘は長期にわたるため、報告書では遺物・遺構、層準等の表記がさまざまであり、これら进行分析・検討を行うのに不都合でした。そのため、総括報告書を作成する際に、分析・検討を行い新たな知見を示すために、統一した基準のもとに、提示し直しました。



【図】鈴木遺跡の地区区分

提示に当たっては、次の通り地区区分を行いました。水源地であり、石器集中部である「谷奥部」を中心に、「周辺部」を南側支流や、地下水脈などによって形成された小さな谷地形などの特徴に基づいて、遺跡全体を北東から反時計回りに「北東区」「北区」「西区」「南区」「南東区」の5区に区分しました。

1 文化層

文化層とは、ほぼ同時期に営まれた人間活動の痕跡が地層の中に層をなすように見つかるものを指します。鈴木遺跡では遺跡範囲内で最も広範囲に調査が行われ、遺物が高密度に出土している谷奥部の遺物を対象として、出土石器の三次元的な位置情報に基づいて石器集中部（ブロック）を設定し、各集中部の垂直分布、および、構成する石器の技術形態学的な特徴も考察して、鈴木遺跡全体に通有する区分としての「文化層」を設定しました。

鈴木遺跡の文化層は、Ⅲ層からⅩ層までの立川ローム層の中に12枚の文化層が確認されています。鈴木遺跡の文化層は次頁の通りです。第1文化層が最も新しい層で、第12文化層が最も古い層になります。鈴木遺跡の文化層の位置づけをわかりやすくするために周辺地域である武蔵野台地と相模野台地の代表的な旧石器編年、いわゆる武蔵野編年（小田 2003、2014）と諏訪編年（諏訪 1988）を記載しました。

この12枚という文化層の数は、旧石器時代の遺跡の中でも飛びぬけて多く、鈴木遺跡の特徴となっています。水源の少ない武蔵野台地にあるなかで、現在の石神井川の水源地があったため、後期旧石器時代を通して、間断なく人々が繰り返し訪れていたことがこの12枚の文化層に反映されているのです。

鈴木1文化層

III層上位～中位。細石刃石器群を中心とした石器群。(武蔵野編年III文化期、諏訪間編年段階IX・X)

鈴木2文化層

III層下位～IV層上位。尖頭器石器群を中心とした石器群。(武蔵野編年II b文化期、諏訪間編年段階VIII)

鈴木3文化層

IV層上位～中位。いわゆる終末期ナイフ形石器を中心とした石器群。(武蔵野編年II b文化期、諏訪間編年段階VII)

鈴木4文化層

IV層中位。石刃を素材とするナイフ形石器を中心とした石器群。(武蔵野編年II b文化期、諏訪間編年段階VI)

鈴木5文化層

IV層下位～V層上位。幅広剥片を素材とするナイフ形石器を中心とし、小型の角錐状石器を伴う石器群(新相)。(武蔵野編年II a文化期、諏訪間編年段階V)

鈴木6文化層

IV層下位～V層上位。幅広剥片を素材とするナイフ形石器を中心とし、角錐状石器を伴う石器群(古相)。(武蔵野編年II a文化期、諏訪間編年段階V)

鈴木7文化層

V層。ナイフ形石器を中心とし、大型の角錐状石器を伴う石器群。(武蔵野編年II a文化期、諏訪間編年段階V)

鈴木8文化層

VI層(AT包含層)。石刃素材の二側縁加工ナイフ形石器を中心とした石器群。(武蔵野編年I c文化期、諏訪間編年段階IV)

鈴木9文化層

VII層。ナイフ形石器・台形様石器を中心とした石器群。(武蔵野編年I c文化期、諏訪間編年段階III)

鈴木10文化層

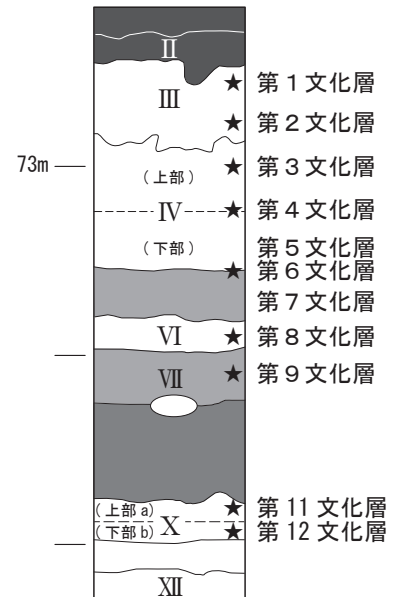
IX層。ナイフ形石器・台形様石器を中心とし、局部磨製石斧を伴う石器群。(武蔵野編年I c文化期、諏訪間編年段階II)

鈴木11文化層

X a層。局部磨製石斧を伴う小型剥片石器群。(武蔵野編年I b文化期、諏訪間編年段階II)

鈴木12文化層

X b層。局部磨製石斧を伴う小型剥片石器群。(武蔵野編年I a～b文化期、諏訪間編年段階I～II)



【図】鈴木遺跡文化層と立川ローム層

2 鈴木遺跡の礫群

礫群は礫が数点から数百点1か所に集められた旧石器時代の数少ない遺構の一つです。構成礫の中には、火を受けて焼けたと思われる痕跡を持つものが多いことから、石焼料理ないし石蒸し料理に使用された、いわば調理場の跡と考えられています。礫の底面が平面的に広がることから、掘り込みを伴わず、当時の生活面を示すものと考えられます。

類似の遺構として配石と呼ばれる、比較的少数の礫からなる遺構も報告され、皮革をテント状に張った遺構の「裾押さえ」として利用された可能性が指摘されています。このため被熱していない礫から構成されるものを配石とする場合もありますが、上記礫群の礫が抜き取られて再利用される場合も考えられるなど、構成礫の数を含め礫群と区分する基準が明確ではなく、そのため既刊発掘調査報告書の中にはこれを区別しない、と明記したものもあることから、ここでは礫群に含めて論ずることにします。

以下、鈴木遺跡に置いて報告された礫群の時空間的な分布の様相について、便宜的に上位の鈴木1文化層～鈴木4文化層までと、下位の鈴木5文化層～鈴木12文化層までに分けて概観します。ただしこれら礫群を構成する個々の礫の被熱の有無や程度、破損状況、スス、タール類の付着の有無や程度、接合関係、石材についての検討は割愛しています。

なお、面的に立川ローム基底部まで掘り下げを行った谷奥部においては複数の礫群の空間的な配置が明瞭に示され、また石器集中部との平面および垂直方向での有機的な関連が伺われるものもあるところから、すべての礫群についてその広がりや位置を基本的に楕円形で表示し、文化層毎に色分けして表示しました。このうち『鈴木遺跡Ⅲ』の報告対象となった鈴木小学校地点 Loc.B および Loc.C に関しては、発掘調査報告書では写真図版での提示を除けばほとんど言及がなく、付図に一部接合関係が示されているものの、微細図や礫群番号などの詳細は明示されていません。このため、保存されていた発掘調査時の図面から新たにこれを復元しました。

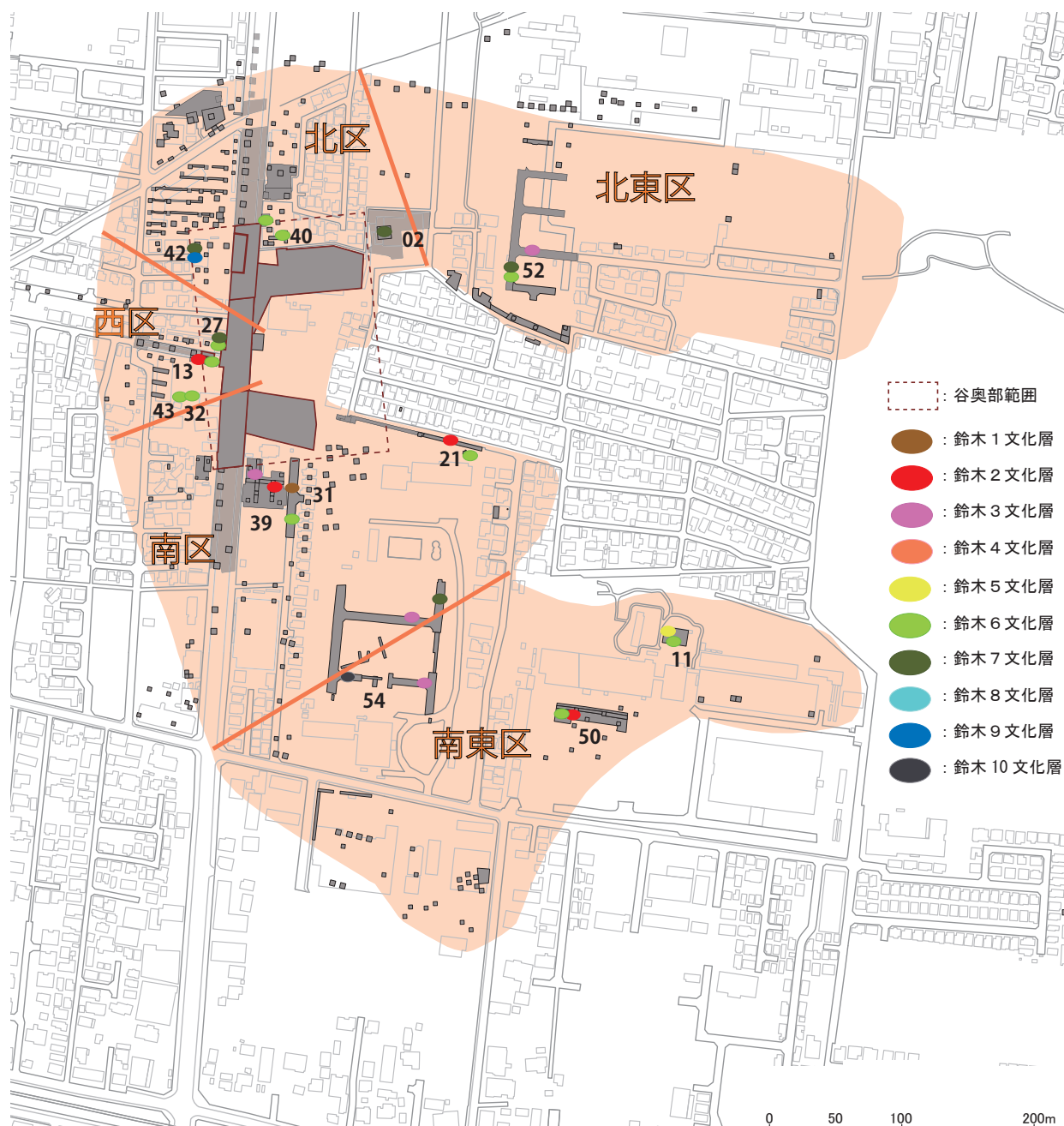
一方谷奥部以外の周辺部における発掘調査で確認された礫群については、既刊発掘調査報告書の記載に基づいて、全調査区の図に楕円の記号で推定される文化層を色分けして表示し、表に示しました。

これらにおいて、文化層が複数にまたがり、分離が困難と考えられるものの色分けについては、一番下の文化層をもって表現しています。

文化層分離を行った谷奥部において、文化層ごとの石器集中部と礫群の位置関係を見ると、上位の鈴木1～6文化層では半数ほどが石器集中部と一致しますが、鈴木4文化層および鈴木7文化層以下では全く認められない、という偏差が確認され、礫群によって示される人間活動のあり方と、石器集中部によって示される人間活動のあり方との間の差異が存在することが示唆されました。

【表】文化層別の礫群数

文化層	地区		谷奥部		周辺部		周辺部		合計
	北東区	北区	北区	西区	西区	南区	南区	南東区	
鈴木1文化層						1	1		2
鈴木2文化層				1	3	2	6		12
鈴木3文化層	4	7					3	2	16
鈴木4文化層		8		8		20			36
鈴木5文化層		23		75		25			123
鈴木6文化層		7	4	6	4	7	1		29
鈴木7文化層	1	2	2	1	1	24			31
鈴木8文化層		3		1		3			7
鈴木9文化層			1	5		4			10
鈴木10文化層				2		1		1	4
鈴木11文化層									0
鈴木12文化層									0
合計	5	50	7	99	8	87	11	3	270



【図】礫群配置図

3 石材組成の様相

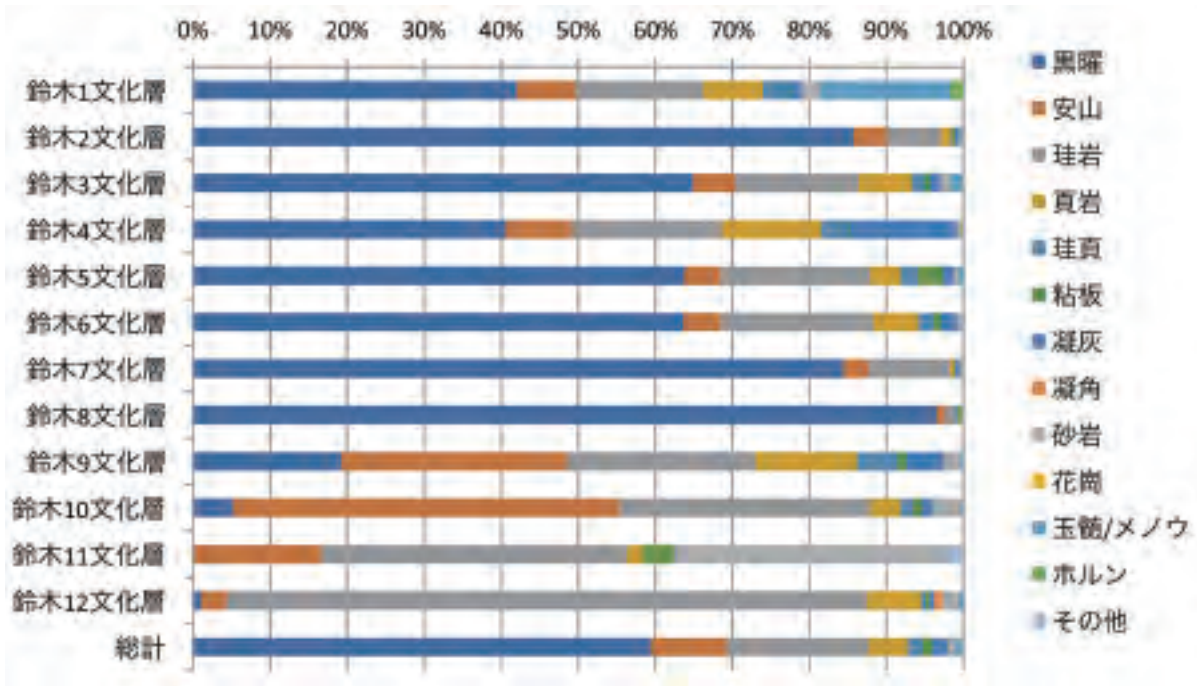
ここで、文化層分離を行った谷奥部を中心とする地点において集中部を構成する石器19,769点を対象に、鈴木1～12文化層ごとの石器石材の様相について概観します。なお、鈴木12文化層に関しては、第2章第2節で詳論したように、谷奥部に周辺部から2か所の集中部を加えて論じます。

もともと、文化層ごとの母数となる石器点数に大きな偏差があり、最大の鈴木6文化層が4,887点、最小の鈴木11文化層が48点と、100倍以上の開きがあるため、百分比を用いて、その傾向をうかがうこととします。

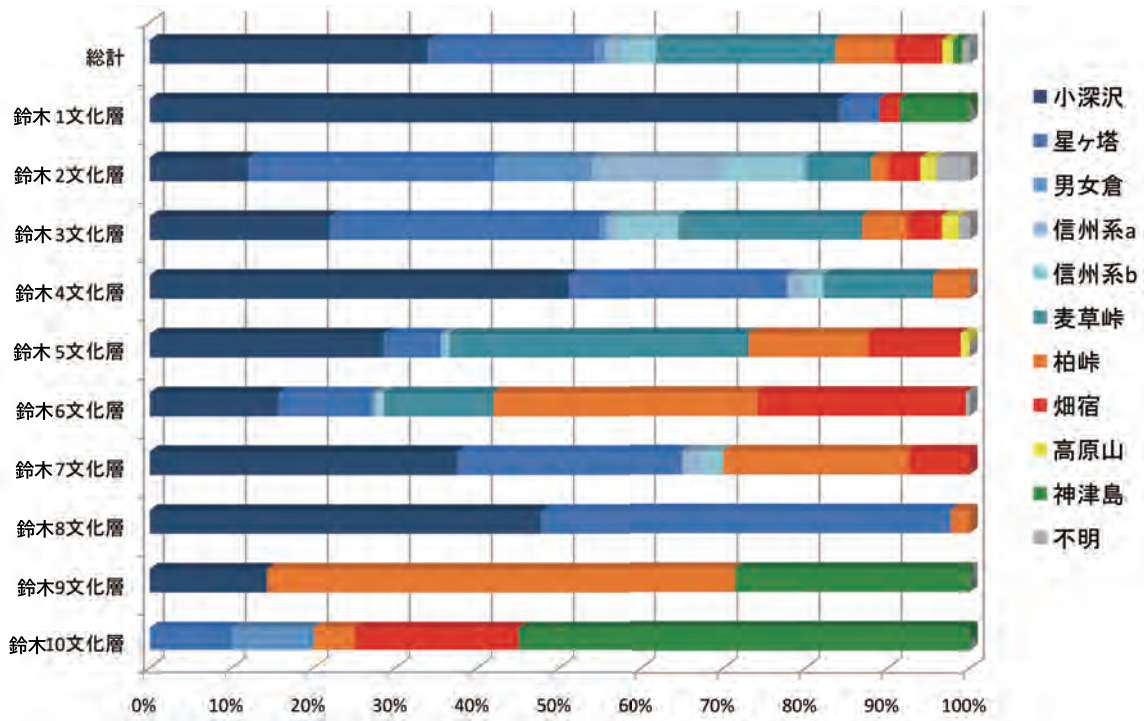
石材については基本的に報告時のものを採用しますが、そのうちの黒曜石、安山岩、珪岩(チャート)、頁岩、珪質頁岩、粘板岩、凝灰岩、凝灰角礫岩、砂岩、花崗岩、玉髓(メノウ)、ホルンフェルススの主要12種を対象とし、表中などではそれぞれ黒曜、安山、珪岩、頁岩、珪頁、粘板、凝灰、凝角、砂岩、花崗、玉髓/メノウ、ホルンと一部省略して表記することにします。なお、それ以外の希少な石材については「その他」として一括しました。

黒曜石、安山岩、珪岩、頁岩の4種の石材がほぼ普遍的に見られる石材で、この4種の合計は80%から95%程度で推移しています。その例外は鈴木1文化層の75%、鈴木11文化層の58%で、前者は玉髓/メノウ、後者は砂岩が他の文化層に比して卓越することによるものです。鈴木1文化層の玉髓/メノウは、特徴的な同一母岩の碎片からなる集中部が伴うためであり、鈴木11文化層の砂岩は、母数が48と極めて少ない中に、石斧とその製作時の剥片類が含まれていることによるものと考えられます。

試みにこれを除いて百分比をとると、全ての文化層で、上記4種の石材が80%から95%を占め、この4種の石材が、文化層によってその多寡は異なるものの、補完的に石器石材を構成していると言えます。



【図】文化層別石材組成の様相



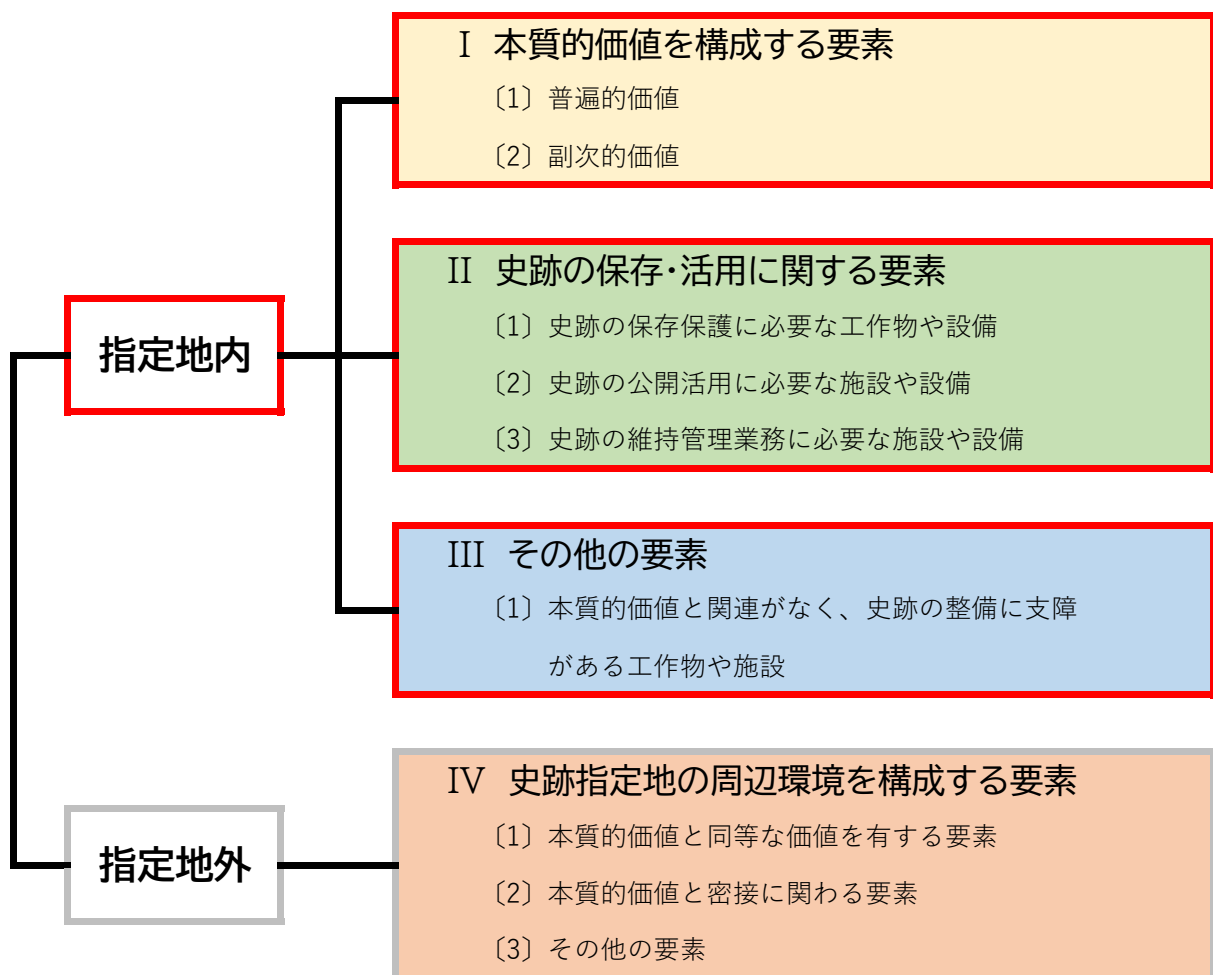
【図】文化層別 黒曜石の推定産地の割合

第2節 鈴木遺跡を構成する諸要素

ここでは、史跡としての鈴木遺跡と、これを取り巻く地域において、鈴木遺跡を成り立たせている様々な要素を整理し、鈴木遺跡の保存や活用に向けて、適切な方策を講じていくための検討を行います。

鈴木遺跡は、様々な遺構・遺物によって成り立っています。それらについて鈴木遺跡を構成する諸要素として下記のとおり区分します。

- I 史跡の本質的価値を構成する要素
- II 史跡の保存・活用に関する要素
- III その他の要素
- IV 史跡指定地の周辺環境を構成する要素



史跡の構成要素の分類

酒々井町教育委員会
『史跡墨古沢遺跡保存活用計画書』より

鈴木遺跡を構成する諸要素

史跡を構成する要素		具体的な要素
I 本質的価値を構成する要素		
普遍的価値	①後期旧石器時代を通じて連続と人間活動の痕跡が認められること	・後期旧石器時代初頭から終末期までの石器文化の様相を示す12枚の文化層 ・地層標本
	②おびただしい数の人間活動の痕跡が、石器集中部や礫群の形で遺存していること	・抽出された多数の石器集中部 ・多数の礫群と炭化物片集中部
	③遺跡の立地と景観が際立った特徴をもち、その一部が現在も保たれていること	・石神井川によって開析された源流部の地形
	④後期旧石器時代における遠隔地石材獲得の具体的な姿を示すことができたこと	・遠隔地石材としての黒曜石の高い比率 ・蛍光X線分析による石材産地の推定
	⑤後期旧石器時代初頭の石器群の様相を明らかにすることができたこと	・局部磨製を含む多数の石斧 ・台形様石器、尖頭形石器 ・環状ブロック群の存在
副次的価値	①遺跡の中核部をはじめとする一帯がほぼ手付かずの形で保存されていること	・保存管理等用地の確保
	②南関東における後期旧石器時代の拠点の遺跡として位置づけられること	・都内最大級の遺跡面積 ・4万点を超える出土石器
	③多地点での発掘調査による遺跡範囲確認と濃密部の絞り込み、記録保存が行われてきたこと	・のべ90次にわたる発掘調査の実施 ・50冊以上の発掘調査報告書の刊行
	④後期旧石器時代以降の人間活動の痕跡が遺跡との有機的な関係の上に築かれてきたこと	・縄文時代、古代の遺構、遺物 ・近世後半以降の水車水田関連遺構、遺物
II 史跡の保存・活用に関する要素		
(1) 史跡の保存保護に必要な工作物や設備	3か所の保存区、保存管理等用地	
(2) 史跡の公開活用に必要な施設や設備	鈴木遺跡資料館、文化財解説看板、案内サイン	
(3) 史跡の維持管理業務に必要な施設や設備	保存管理等用地、1丁目390番地保存区外周の擁壁	
III その他の要素		
(1) 本質的価値と関連がなく、史跡の整備に支障がある 工作物や施設	旧農林中央金庫施設の残存基礎、排水管、水道管、畑、学校、公園、道路、電柱・電線、境界柵、植栽樹木、カーブミラー等	
IV 史跡指定地の周辺環境を構成する要素		
(1) 本質的価値と同等な価値を有する要素	地形（古地図、古文書を含む）	
(2) 本質的価値と密接に関わる要素	景観、植生	
(3) その他の要素	畑、民家、道路、電柱・電線、水道管、境界柵、植栽樹木、カーブミラー等	

第3節 鈴木遺跡の本質的価値

1 後期旧石器時代を通じて連綿と人間活動の痕跡が認められること

今までの調査成果により、鈴木遺跡には12枚の文化層があることが確認されており、後期旧石器遺跡時代における人間活動の動態を、最古の石器群（局部磨製石斧・祖形ナイフ形石器を含む）から同終末期の石器群（細石刃・細石刃核を含む）まで一遺跡における累重する文化層の中の石器群として示すことができます。

またこのことにより、この遺跡が後期旧石器時代を通じて連綿と利用されてきたことを物語っているばかりでなく、各文化層からは総計で12万点を超える遺物が出土し、わが国における旧石器時代の編年上欠くことのできない大規模遺跡であることが示されました。

2 おびただしい数の人間活動の痕跡が、石器集中部や礫群の形で遺存していること

「谷奥部」と呼称する部分を中心に、立川ロームの最下層から最上層に至る調査の結果得られた石器の位置情報に基づいて、垂直分布や石器の様相を加味して整理・検討することにより、188か所の石器集中部として抽出・提示されました。また、礫群に関しても、谷奥部236か所、周辺部28か所について、その位置や範囲、出土層位（自然層）を提示し、上記石器集中部や炭化物片集中部との位置関係を明らかにすることができました。

3 鈴木遺跡の立地と景観とが際立った特徴を持ち、その一部が現在も保たれていること

時間的および空間的に稠密な遺跡利用の在り方は、自然の水資源に乏しい武蔵野台地の中央部にあって、現在石神井川と呼ばれている河川が、いわゆる「流路短縮」（羽鳥他1962）によって、縄文時代移行期ごろに水源部が東方に遷移するまで、流路の先端部である谷頭部を取り巻くように繰り返し利用されてきた結果であると考えられます。

さらに既往の調査成果および、総括整理と並行して行われた発掘調査の結果、この石神井川のかつての谷頭部や流路に向かう小支谷や支流の痕跡が確認され、これらによって遺跡が空間的に、北東区、北区、西区、南区、南東区、5つの区に区分され、石器集中部や礫群の配置なども、これに規制されていることが示されました。

こうした遺跡の持つ地形的な特徴は、江戸時代以降の人間の営為によって、一部が改変され概ね馬蹄形を呈するようになってはいるものの、現在でも道路面や、ほぼ同じ高さの住宅の屋根の上端に反映する地表面の凹凸により、中央が半島状に突出した東に開いたE字型の形状が、現在でも容易に観察できる形で遺存しています。

4 後期旧石器時代における遠隔地石材獲得の具体的な姿を示すことができること

鈴木遺跡における石材獲得及び利用に関する議論としては、稲田孝司氏が夙に論じており、そこでは石器石材に占める黒曜石石材の卓越性についての指摘を行っています（稲田1984）。

今回の総括を行うにあたり、既刊発掘調査報告書で実測図が示された資料及び追加で

実測を行った資料から、接合関係により同一母岩資料などを除いた黒曜石製の遺物 1,563 点について・蛍光 X 線分析の手法を用いて出土黒曜石の産地推定を試みました。時間的・空間的に稠密な出土状況に導入することによって、当時の遠隔地石材獲得の実態の一端をより具体的に検討できる資料を得ることができました。

5 後期旧石器時代初頭の石器群の様相を明らかにすることができたこと

先に述べたように、鈴木遺跡では、日本後期旧石器時代最古の石器群から同終末期の細石刃までを 12 枚の文化層に確認することができます。このことによって同一遺跡において継起した人間活動の営みを辿ることができるばかりでなく、現生人類が日本列島に本格的に進出したと考えられている後期旧石器時代初頭の様相について、立川ローム X 層内に鈴木 11 及び 12 文化層を設定できたことは、この時期の位置づけや編年をめぐる議論に対して、新たな見解を示すこととなります。

この時期の遺物に関しては、まず石斧が刃部片も含めると 20 点以上出土していることがあげられ、わが国の後期旧石器時代遺跡は約 10,000 か所といわれていますが、出土石斧の総数は 1,000 点に満たないとされます。調査深度などが異なるため単純な比較はできませんが、10 遺跡で 1 点程度の出土という割合になり、石斧の数的優越性は鈴木遺跡の特徴の一つです。それらの中には刃部を研磨した局部磨製石斧も多く含まれ、石斧の用途機能や製作、あるいは儀器的な位置づけをも論じる資料として注目がされます。

製品のほか、石斧の作出剥片と思われる剥片も出土し、また刃部を再生した結果と考えられる接合資料もあり、石斧の製作、使用、(再生)、廃棄といった石斧のライフヒストリーを伺うことのできる重要な資料群を構成しており、鈴木遺跡はこの時期の石斧を語る上で欠かすことのできない遺跡として位置づけられます。

この他の製品としては、横長・幅広剥片を素材とする台形様石器に縦長剥片を素材として刺突具としての機能が想定される尖頭形石器が伴っており、その後の両者の消長を検討していく上で貴重な資料となっています。

石器製作技術としては、分厚い剥片の小口面を利用した石核の存在がこの時期を特徴づけるものとして注目されます。遺構としては、石斧と並んで後期旧石器時代初頭を特徴付ける環状ブロック群は、現時点でははっきりとその姿を捉えることはできてはいないものの、鈴木 11 文化層の南区の一角にその可能性を考えうる集中部群があり、今後そうした視点で接合関係等を再検討していく必要があります。

6 遺跡の中枢部をはじめとする一帯がほぼ手つかずの形で保存されていること

遺跡のほとんどの部分が都市計画法上の第 1 種低層住宅専用地域に指定されていることから、大規模な建築物が少なく、遺物包含層は既存の個人住宅の下に遺されています。さらに大規模な宅地開発に際しては、新規に敷設される道路部分については、基本的に埋設管の深度によらず、立川ローム基底層まで発掘を行い、埋設管の更新に備えるとともに、発掘調査の結果に基づいて、宅地部分での基礎や浸透柵設置等による掘削の深度

を制限してきました。

また遺跡の南東部の一角にある準工業地域には遺跡発見以前の昭和30年代に建設された電子部品工場が後継企業によって現在も操業されていますが、その一部の解体新築に当たって確認調査を行ったところ、古い工法の建築物であったことが幸いして、工場の基礎はほとんど遺物包含層に及んでいないことが判明しました。新築された工場についても、企業の理解と協力を得て濃密な出土が予想される部分を避けるように、セットバックされました。

さらに上記「谷奥部」の南東に連続し、これまでほとんど開発の手が加わっていなかった研修施設の北半の約14,000㎡が平成26年(2014)地権者により小平市に寄贈され、「鈴木遺跡保存管理等用地」として管理されています。ここには、遺跡発見以前の昭和40年ごろに地上4階(一部地下1階)の宿泊棟とテニスコート、プールが設置されていましたが、包含層上面レベルの確認を目的とした試掘調査によって、宿泊棟の地下ボイラー室が包含層以下まで達し、プールの水槽部分が包含層の上部に及んでいた以外は、包含層が保存されていることが判明しました。この結果を踏まえて、これらの施設の解体撤去に当たっては、プライマリーな堆積に接する部分の基礎は撤去せずに地中に残置することによって、石器包含層の崩落を防いでおり、遺跡発見以前の掘削の影響は最小限に留まっています。

資料3

鈴木遺跡の現状と課題 —保存活用計画書の記載に向けて

(1) 周知の遺跡 鈴木遺跡の現状 表1・図1〔資料2 p14,27,28 図〕

- ① 立地
- ② 土地利用
- ③ 周知の遺跡の範囲
- ④ 周知の遺跡の周縁部

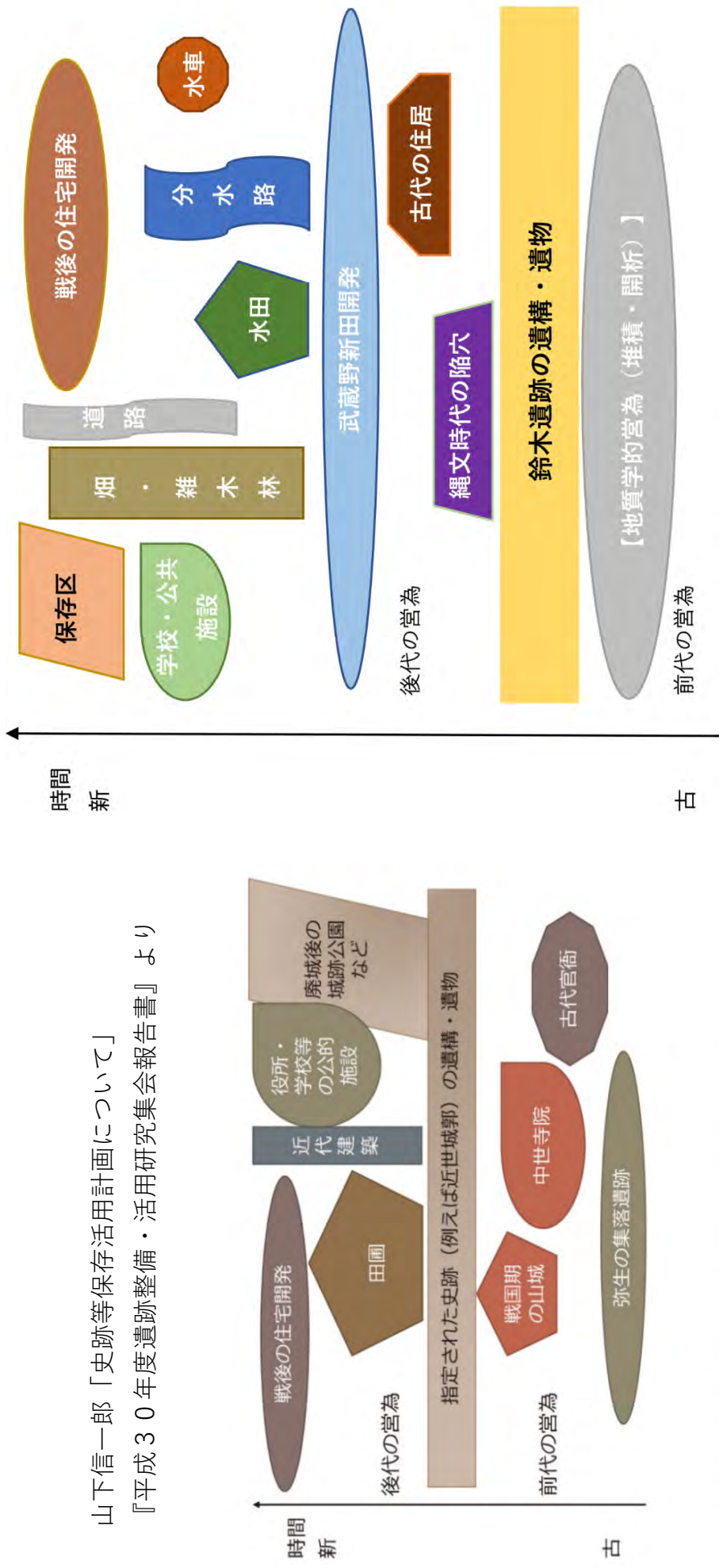
(2) 史跡 鈴木遺跡の現状 表1 〔資料2 p11 図〕

- ① 史跡指定地
- ② 史跡化を目指す範囲
- ③ 史跡から除外されている範囲

(3) 課題 表2・図2,3

- ① 保存 →第6章
- ② 活用 →第7章
- ③ 整備 →第8章
- ④ 運営体制 →第9章
- ⑤ 将来的展望 →第5章

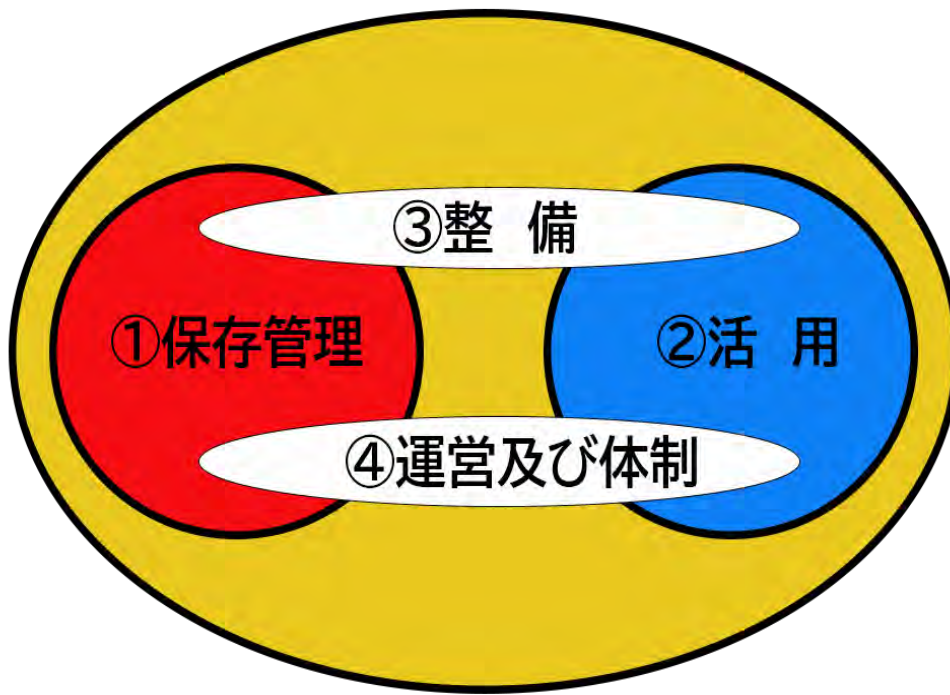
山下信一郎「史跡等保存活用計画について」
『平成30年度遺跡整備・活用研究会報告書』より



① 近世城郭を例とした一般的なモデル

② 鈴木遺跡の限定的なモデル

図1 歴史の重層性・価値の多様性イメージ



- ①史跡等の本質的価値の次世代への確実な伝達
- ②史跡等の本質的価値の理解及び現在社会への活用
- ③保存のための復旧や維持、活用のための施設整備
- ④上記を一体として確実に進めていく上で必要になる
運営方法や、円滑に進めるための体制

山下信一郎「史跡等保存活用計画について」

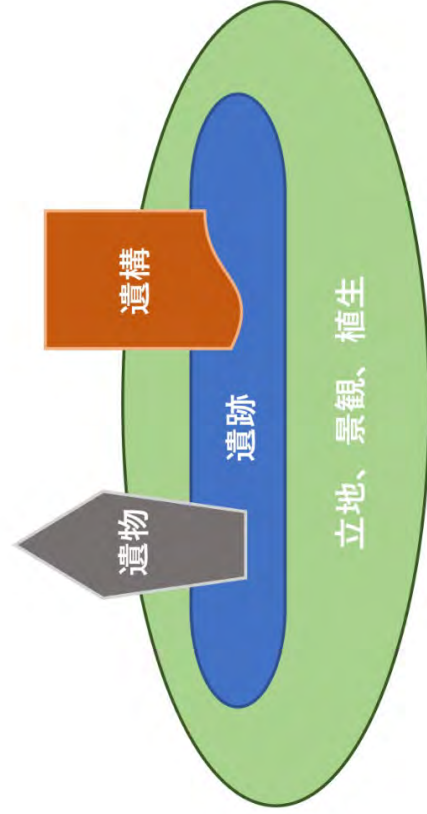
『平成30年度遺跡整備・活用研究集会報告書』より

図2 保存活用の構造イメージ

鈴木遺跡資料館



保存区、公共用地、民有地



保存管理等用地、保存区

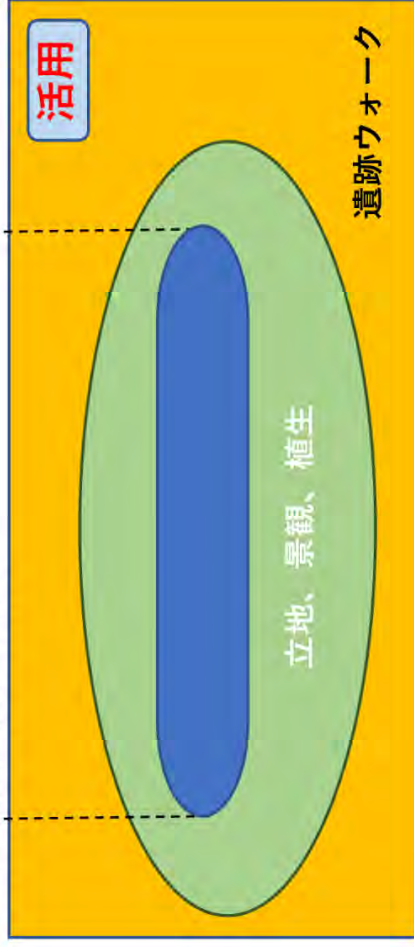


図3 史跡を構成する諸要素とその保存活用

資料3 表1

史跡 鈴木遺跡の現状と課題	現状	課題			備考	
		①保存	②活用	③整備		
史跡指定地	鈴木小学校保存区	市有地、維持管理	◎	○	了	
	鈴木遺跡資料館用地	市有地、活用中	○	○	(一)	
	鈴木町1丁目390保存区	市有地、維持管理	◎	○	了	
	保存管理等用地	市有地、更地化完了	◎	未	未	
	公園	市有地、活用中	○	○	—	
	市道	市有地、活用中	○	○	—	
	コゲラの森	民有地、活用中	◎	○	(一)	一部市有地、特別緑地保存地区
	住宅、店舗	民有地	未	未	未	
	日立国際電気	民有地	未	未	未	
	鈴木小学校用地	市有地、活用中	記録保存	—	—	発掘調査終了
史跡から除外される範囲	新小金井街道	都有地、活用中	記録保存	—	—	発掘調査終了

資料3 表2 課題の整理（明確化）

①	保存	* 民有地の史跡化	→	同意取付
		* 買取保存	→	公有地化
		* 景観の保存	→	各種の規制
		* 出土資料の保存	→	保存環境
		* 保存への意識の涵養	→	各種イベント
②	活用	* 地域資源としての位置づけ	→	1. 周知
				2. 発信
				3. 連携
				4. 還元
		* 文化財としての価値の底上げ	→	調査・分析 再整理
③	整備	* ガイダンス施設	→	鈴木遺跡資料館
		* 保存管理等用地	→	史跡広場
		* 保存区、コゲラの森	→	
		* 史跡全体	→	
④	運営体制	* 行政	→	
		* 民間活用	→	
		* 地域の協力体制	→	
⑤	将来的展望	* 基本方針	→	
		* 将来像	→	

1 計画策定の背景

鈴木遺跡は、昭和49年に鈴木小学校の建設時にその存在が確認され、発掘調査の結果、日本を代表する旧石器時代遺跡であることが判明しました。

市では、平成25年度から鈴木遺跡の国史跡化を目指す取り組みを推進し、令和3年3月26日の官報告示によって国史跡に指定されました。

史跡指定された鈴木遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承するため、鈴木遺跡の管理運用基準となる「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第129条の2に規定される「史跡名勝天然記念物保存活用計画」に相当するもので、国史跡「鈴木遺跡」の保存・管理・整備・活用に関する基本的な考え方を示し、鈴木遺跡を管理・運用する上での指針とします。

また、計画の策定に当たっては、小平市第四次長期総合計画、小平市教育振興基本計画、小平市の文化振興の基本方針の計画等と整合を図るものとします。

3 計画対象期間

対象期間は令和5年度からとし、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画策定体制

(1) 小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会

計画策定に当たり、有識者及び公募市民からなる検討委員会を設置し、計画案の検討を行います。

(2) 市民からの意見・要望等の収集

計画の策定にあたっては、(1)による公募市民の参加のほか、史跡指定範囲と近隣の住民を中心とした地域懇談会の実施、また計画の素案の段階における市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施により、市民から広く意見を収集するものとします。

(3) 庁内体制の確保

関係する部局の連携を図るため、「国史跡鈴木遺跡保存活用計画策定調整会議」を設置します。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画策定に当たっては、本基本方針の策定及び市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施の際等、適宜、市議会へ報告します。

(2) 情報の公開

検討委員会は公開とし、会議の要旨及び会議資料等は、終了後速やかに、市ホームページ及び市政資料コーナーで公表します。

6 計画策定スケジュール概要（案）

年度	月	検討委員会・市民意見収集等	事務局・所管課
令和3年度	4月		
	5月		
	6月		計画策定方針の決定・教育委員会報告
	7月	市民委員公募	
	8月	市民委員選考審査会	
	9月		調整会議
	10月	第1回検討委員会 (委員顔合せ・現地視察等)	
	11月		
	12月		調整会議
	1月	第2回検討委員会（課題整理）	
	2月		
	3月		調整会議
令和4年度	4月	第3回検討委員会（計画原案検討）	
	5月		
	6月	地域懇談会	調整会議
	7月	第4回検討委員会（計画素案検討）	
	8月		教育委員会協議
	9月	パブリックコメント実施	
	10月		調整会議
	11月	第5回検討委員会（計画案について）	
	12月		教育委員会議決
	1月		
	2月		
3月		計画策定・計画書の印刷・製本	

※スケジュールについては、進捗状況により変更の可能性あり。

資料 4 -1

国指定史跡鈴木遺跡保存活用計画策定作業スケジュール（案）

年度	令和3年度						令和4年度									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
その他業務 (大きいもの)		文化審第4回 用地整備ハズ ル底	試掘調査 遺跡マウス ク					学芸員実習								
作業目標			原案作成			地域懇談会 開催		素案作成	ハフコム						計画書 印刷製本	
補助金	R4国庫 補助金申請		R3補助金 実績報告	R4補助金 交付決定												R4補助金 実績報告
市民参加						地域 懇談会										
計画書作成			原案作成 策定支援納品					素案作成					印刷原稿作成・校正	校了		印刷製本 策定支援納品
委員会開催運営	第2回 委員会 市報掲載	第2回 委員会 開催		第3回 委員会 市報掲載	第3回 委員会 開催	第4回 委員会 市報掲載	第4回 委員会 開催			第5回 委員会 市報掲載	第5回 委員会 開催					
庁内調整会議	第2回 調整会議			第3回 調整会議		第4回 調整会議				第5回 調整会議						
理事者調整							理事者調整				理事者調整					理事者調整
教育委員会報告								素案 定例会 協議								完成版 定例会 議決
市議会報告								素案 幹事長会 報告	素案 生文委員会 報告							完成版 幹事長会 報告

国史跡鈴木遺跡保存活用計画 地域懇談会 実施計画書（案）

1 懇談会の目的

市では、令和3年3月26日に国史跡に指定された鈴木遺跡の、保存及び活用にかかる計画を2か年かけて策定する計画である。近隣住民の理解と協力を得ながら計画を策定するための地域懇談会を開催し、史跡の保存活用にかかる考え方や当該計画の概要を紹介し、意見をうかがう場とする。

2 懇談会の概要

懇談会は6月（ないし5月後半）休日の日中開催するものとし、平日にパネル展を併用して追加・補足を行う。

※障がい者への対応は必要に応じ別途行う。

(1) 開催日時、場所

	開催日	開催時間	会場
懇談会	令和4年6月●日（土）	午前10時～12時	鈴木町地域センター（予定）
パネル展	令和4年6月●日（水）～●日（金）	午前10時～16時	鈴木遺跡資料館

(2) 内容

- ① 国史跡「鈴木遺跡」について
- ② 史跡保存活用計画の考え方・概要・構成
- ③ 計画策定のスケジュール

(3) 担当者

懇談会	文化スポーツ課長、文化財担当係長、文化財担当係員
パネル展	文化財担当係長、文化財担当係員

3 周 知

- (1) 市報（令和4年4月5日号、原稿締切令和4年3月4日）及び市ホームページ掲載
- (2) 近隣住民宅へチラシポスティング（ポスティング範囲：鈴木遺跡範囲＋武蔵野団地）
- (3) 議員チラシポスティング（令和4年4月4日予定）

旧石器遺跡の保護と史跡整備

Conservation and maintenance of Paleolithic sites

さとう ひろゆき
佐藤 宏之 (東京大学大学院人文社会系研究科)
Hiroyuki Sato ● Graduate School of Humanities
and Sociology, The University of Tokyo

2020年12月に千葉県酒々井町にある墨古沢遺跡の国史跡指定1周年記念シンポジウムが開催され、私も関係者として記念講演をやらせていただいた。日本の後期旧石器時代前半期を代表する大型環状ブロック群の現地保存に初めて成功したことが評価され、20年近く前に起こった旧石器捏造事件をきっかけとして以来中断していた旧石器遺跡の国史跡指定が再開された記念すべき第一号が墨古沢であった。これをきっかけに、ようやくいくつかの旧石器遺跡の国史跡指定が文化庁で始まった。

しかしながら、そもそも旧石器時代の遺跡は、縄文時代以降の史跡のように、竪穴住居跡のような視認可能な遺構を残して保存し調査後の活用に使われることがほとんどできない。なぜならば、出土資料の大部分を構成する石器を取り上げてから、整理の過程で遺跡の価値が顕現するという性格をもっているためである。さらに調査を中断して保存に切り替えることも、非常に難しい。主として石器から構成されるブロック等の配置や全体像に意味を見出すため、出土石器を取り上げてしまうと保存対象が失われてしまうからである。とすると、既存の調査や周到な試掘などによって、あらかじめ遺跡の価値の見当をつけてから、保存予定範囲の遺物(石器)は周到な観察ののちに「埋め戻す」という手続きが必要になる。これは史跡の保存対象が現状で遺構に偏っていることが主因であろう。

墨古沢では、環状ブロック群の西側半分が既存

の記録保存調査ですでに取り上げられていたため、東半分の範囲確認調査では、遺存が予想される残りの環状ブロック群の予想分布範囲の正確な検出を目的に、ブロック群の中心に向かって求心状に試掘トレンチを設定するという大胆かつ斬新な調査法を採用した。検出された石器は観察後現地に埋め戻されたので、60%ではあるが環状ブロック群という遺構が保存の対象になった。墨古沢に続いて国指定史跡となった沖縄県石垣市白保竿根田原洞穴遺跡は、保存対象部分に旧石器時代の墓地在良好に保存されていると推定されたことが評価され、東京都小平市鈴木遺跡では広大な遺跡の既存調査部分の調査成果から推定される保存対象範囲の価値づけと学史上の評価が決めてとされた。

このように石器のまとまりから構成される遺構の価値を、石器を取り上げることなく正確に判定する調査法が、今後の旧石器遺跡の保護と活用を大きく左右することになる。

しかし、一旦史跡に指定されても、その活用・整備になると、旧石器遺跡はさらに困難が待ち受ける。旧石器遺跡は保護のためその全体が埋め戻されるのが一般的なので、地上に視認可能な痕跡を残すことがかなり難しい。今後の旧石器遺跡の活用のためには、訪問者に対して「見えない」史跡の価値をどのように伝えるかというあらたな難題に立ち向かわなければならない。しかしながら、知恵を絞ってこれらの課題を克服しないと、本当の旧石器時代の復権は難しいのも事実であろう。